# 三芳町まちづくり懇話会 報告書

平成25年度

#### 目 次

平成 25 年度まちづくり懇話会 概要報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
参加人数一覧 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
テーマ別意見	
道路·交通 ······	4
自治·防犯·防災 ······	11
まちづくり全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
健康·福祉 ······	20
自然·公園 ······	24
教育·文化 ······	26
産業観光 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
都市計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
上下水道 ······	30
来場者アンケート回答者属性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
当日提示資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

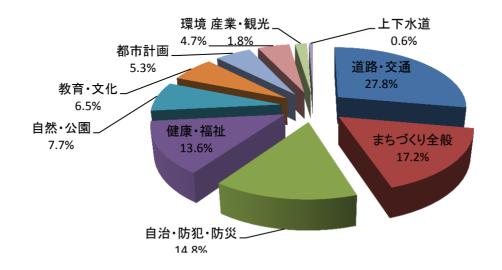
#### まちづくり懇話会 概要報告

住民の皆さんの声を町の政策形成に反映させるため、各行政区協力のもと、まちづくり懇話会を開催しました。今年度は、町からの情報発信として「脱財政硬直化宣言」、「地域の公共交通」、「自治基本条例」などについて町長から説明をし、その後、各行政区からの質問事項の回答を行いました。さらに、当日の参加者からの自由な意見交換の場では、活発な意見交換が実施されました。

この懇話会でいただいたご意見は、今後のまちづくりへ活かされ、町の政策形成に反映させていきます。



分野	割合	意見•提案(抜粋)
道路・交通	27.8%	公共交通、歩道や道路の整備・舗装・管理等
まちづくり全般	17. 2%	脱財政硬直化宣言、スマートIC、町長への要望等
自治・防犯・防災	14.8%	自治基本条例、自治会加入、区長会・区長の役割、交通安全対策等
健康・福祉	13.6%	ふれあいセンター福祉バス券、ぬくもり入浴券等
自然・公園	7. 7%	公園の整備・利用方法、ドッグランの設置等
教育・文化	6.5%	(仮称)地域拠点施設(学校給食センター併設)、公民館使用料等
都市計画	5.3%	土地区画整理事業、都市計画道路等
環境	4. 7%	不法投棄、ゴミの分別方法、害虫駆除等
産業・観光	1.8%	企業誘致
上下水道	0.6%	江川の暗渠化





#### 平成25年度 まちづくり懇話会 参加人数一覧

開	催日	開催時間	行政区	開催場所	住民参加者数
		10:00~11:30	みよし台第1区	みよし台第1区集会所	52
	160(0)	13:00~14:30	北永井第1区	北永井第1区集会所	51
	16日(日)	15:30~17:00	藤久保第6区	藤久保第6区集会所	40
		18:00~19:30	藤久保第4区	藤久保第4区集会所	40
		10:00~11:30	上富第1区	上富第1区集会所	43
	22日(土)	15:30~17:00	北永井第3区	北永井第3区集会所	32
6 日		18:00~19:30	上富第3区	上富第3区集会所	15
6月	23日(日)	10:00~11:30	北永井第2区	北永井第2区集会所	32
		13:00~14:30	藤久保第2区	藤久保第2区集会所	44
		15:30~17:00	藤久保第3区	藤久保第3区第1集会所	67
		18:00~19:30	上富第2区	農業センター	21
		10:00~11:30	竹間沢第1区	竹間沢第1区第1集会所	34
	30日(日)	13:00~14:30	藤久保第5区	藤久保第5区第2集会所	35
		15:30~17:00	藤久保第1区	藤久保第1区第1集会所	57
	参加者数合計				
	一会場あたりの平均				

(人)

<u> </u>	地域	テーマ	質問内容	担当課回答
Ŀ	3	信号機設置について	三芳町上富683-4付近の交差点の一時停止表示が判りにくいのと、優先道路との関係で勘違いし易いために危険が多い。	信号機設置要望については、平成15年度より毎年度、継続的に東入間警察署長宛てに申請をしています。浦所バイパスからの渋滞により強引な本線への流入等で、トラブルも多い箇所であるため、早急な対応が必要であると判断し、強く要望をしているところです。なお、設置につきましては、東入間警察署と埼玉県警本部で現地調査を行い、交通事故の発生状況、道路環境、周辺への影響や自動車等の流れなど、総合的に判断され県公安委員会で決定されますので、年数がかかる場合や設置に至らない場合がありますので、ご理解いただきたいと思います。 「一時停止表示が判りにくい」については、幹線21号線、関越自動車道方面からこの交差点に進入する箇所には、「止まれ」の大型標識と停止線が引かれています。経年劣化などにより停止線が薄くなって判りにくい場合については、東入間警察署に依頼をいたします。担当課では、交通安全対策として、現場を検証し、対策を検討したいと思います。
北	3		町道5号線の三芳団地入口の付近の通過する車がスピードを出し 過ぎるので危ないのでどうにかしてほしい。	交通安全対策として、安全運転等を促す立看板や道路標示の設置等で対応を検討いたします。
藤	1	県道三芳富 士見線の歩 道整備につい て	の連名で要望書を提出し、林町長へも平成23年5月17日付けで	県道・三芳富士見線の藤久保336番地先の歩行者用信号東側から富士見市境界までの区間が歩道未整備となっており、歩行者が常に交通事故の危険にさらされていることから平成19年9月7日付け、並びに平成23年5月17日付けにて藤久保第1区、藤久保第2区の区長より要望をいただいているところです。この道路につきましては、住民が鶴瀬駅へ通勤、三芳郵便局等を利用する際、通行する大切な生活道路となっております。また、国道254号藤久保交差点から三芳町役場入口交差点付近までにつきましても、歩道未整備のため地元住民から危険であると指摘されているところでもあります。このような状況をかんがみ、県道を歩行する住民を交通事故の危険から保護するため、並びに高齢者でも安心して県道を歩行することが可能となるよう県道の歩道未整備部分を一日も早く整備されるよう町からも埼玉県に強く要望しているところでありますが、財源や優先順位の関係で実現していません。再度要望して行きたいと考えております。また、経過についても、住民の皆様にお知らせして行きたいと考えております。この件につきまして、先般、県に経過確認したところ、現在、国道254号藤久保交差点とさいたま・ふじみ野・所沢線の歩道整備及び三芳・富士見線三芳中学校前交差点整備を第一優先に事業を進めているところでありますので、これらの事業の見通しのついた時点において、この路線も検討して行きたいとの回答をいただいております。今後町といたしましても県と協議を図りながら進めて行きたいと考えております。並びに、歩道整備されるまでの間、少しでも歩行者の危険のないようにU字側溝の蓋の段差やガタ付等を直していただくよう併せて要望して行きたいと考えております。
藤		ついて	三芳町のライフバス路線の拡張は進みつつあるものの、南北幹線 道路「所沢方面の東武バス、西武バス」が少なく、防衛医科大学病 院、所沢ハローワークに行く方より路線を増やすよう要請されてい ます。	町では、交通空白地帯の解消を目指すため、町内全体を対象とする新しい交通システムを構築するために、平成23年5月より、「三芳町政策研究所」を立ち上げました。現在、研究チームにより、調査、研究を行っており、住民に適した公共交通が運行できるように研究しているところです。ご提案がありました路線に関しても精査し、検討を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。
藤	2	信号機の設 置	公共交通と道路標識設置については管轄外かもしれませんが、再 三に渡り交通量の増加に伴い、藤久保小、中学校の通学路「みら い通り横断歩道信号機設置」にするよう区民より、強く要請されて いますので早急な対応を改めて要請いたします。(生徒の登下校 中、地域のボランティアの方々も危険と隣り合せで横断歩道の見 守りをしています。)	4月に東入間警察署長宛てに要望書を提出いたしました。設置要望をしましたなかでも、優先候補として提出しており、早急な対応を求めていること旨を伝え、早期設置をして頂けるように、強く要望いたしましたので、ご理解をいいただきたいと思います。
藤			藤久保三区第一集会所近くに新設された信号の片側方向(通学 路)に歩行者用信号機を設置していただけないでしょうか。	平成23年7月に都市計画道路の竹間沢・大井・勝瀬通り線が開通され、町道幹線16号線との交差点に信号機が設置されました。歩行者用信号機については、現在、都市計画道路側のみに設置されており、通学路としましては、定周期信号機(一般的な3灯式信号機)と併せて、すべての箇所に設置されることが理想だと思います。なお、信号機の設置につきましては、東入間警察署と埼玉県警本部で現地調査を行い、交通事故の発生状況、道路環境など総合的に判断され県公安委員会で設置されます。毎年、信号機の設置要望を取りまとめて、東入間警察署長宛てに申請しておりますが、年数がかかる場合や設置に至らない場合がありますが、現場の状況を把握した上で、来年度の設置要望を検討いたします。ご理解いいただきたいと思います。

4

藤	3		ニノコバフナエ訊された苦吹ナション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ライフバスの運行については、都市計画道路の竹間沢・大井・勝瀬通り線が開通に伴い当初より地域住民から運行の要望が寄せられております。 ご提案の「Uターンできる道路」でありますが、以前ライフバス社に要望を行いましたが、Uターン場所の交通安全、沿線への影響や迂回場所の確保など現状での運行は困難であるとのことです。 なお、路線バス運行として要望の多い道路であることや交通空白地帯に位置付けているため、公共交通網の構築に向け町では、平成23年度5月より公共交通プロジェクトチームを立ち上げ調査、研究を進めており、実施に向けて検討を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
H	1	117	鶴瀬駅から国道254号線に通ずる道路について 254号線に出るところが整備されていない。折角、立派な道路整備 をしても効率が悪いが、今後の整備の考え方は。信号待ちの停止 線を明確にして欲しい(白線を描く)。	鶴瀬駅から国道254号に通ずる都市計画道路鶴瀬駅西通り線の未整備区間につきましては、富士塚土地区整理事業により整備する計画となっております。富士塚土地区画整理事業につきましては、2月5日に県知事より組合設立認可を得まして現在、換地設計を行っており、9月下旬頃の仮換地指定を目指しております。仮換地指定がなされますと、計画道路上にある支障となる建物等を移転補償により権利者に移転をしていただきまして、計画道路上の支障物がなくなってから道路工事の施工となります。国道との交差点については、都市計画道路の供用開始に合わせて定周期信号による交通処理(現在は、歩行者押しボタン式信号)を行う方向で県警本部と協議を進めております。なお、富士塚土地区画整理事業の終了予定年度は、平成30年度を見込んでいます。
	1			この交差点は、川越街道への出入り口付近が狭く、車のすれ違いができないため、トラブルも多く、早期に改善を図りたい交差点であります。 この交差点には、川越街道側に押ボタン式の信号機が設置されていますが、この信号機は、歩行者専用の信号機ですので、車両が鶴瀬駅西口通り(幹線19号線)から川越街道へ進入する場合については、進入口に「止まれ」の規制標示がされており、そこの停止線で停車し、押ボタン式信号機の歩行者灯器が青でも必ず、一旦停止し、進入することになります。 また、「信号待ちの停止線を明確にして欲しい」の対応については、信号待ちとしての停止線は引けません。あくまでも車両の停止位置は、現在、設置されている「止まれ」の停止線の位置地です。
上	3		町道幹線21号線について、三芳町と所沢市とで共同で整備してい くということはできないのか。	この交差点につきましては、以前より信号機設置の要望を警察に提出しております。引き続き要望をしていきます。
Ŀ	3	町道幹線21 号線について	町道幹線21号線の一時停止の標識が見えにくいうえ、停止位置周 辺に砂利が散らかっているような状態で、ブレーキが利きにくい状 態になってしまっている。清掃等はできないか。	一時停止の標識につきましては、警察と相談し路面標示等を検討します。 また、道路清掃につきましては清掃いたしました。今後においては定期的に清掃していきたいと考えております。
上	3	町道幹線21 号線について	町道幹線21号線について、優先道路は曲がっている方の道路である。そのため、直進する車は真っ直ぐではあるが、左への方向指示器を出す必要がある。わかっている人は出すが、わかっていない人は出さないなど、揉める原因になっている。分かり易い標識などが必要なのではないか。	立て看板等の設置を検討します。

	.域	テーマ	質問内容	町長の回答	担当課の回答
北	1	担め笠畑に ノ	大空トプックの交通重か多く、追路の振動が激しい。大陸のなどは 対応していただいているが、どうにか振動対策をしてもらえないか。 他の地区の道路の整備は進んでいるように思えるがどうか	的に整備を進めています。 スマートICフル化で交通調査や路盤調査等を行っていく予定で	道路は経年劣化とともに傷みのある道路が多いのが現状であり、基本的には3カ年の整備計画に基づき計画的に道路整備している状況であります。計画外の道路については、穴埋め等で対応し、特に傷みの激しい道路については部分的な修繕をしていきたいと考えております。

北	1		財政状況が厳しいようだが、北永井は交通量が多い。歩道の整備 を進めてもらいたい。2期3期と分けて進めてもらいたい。	交通量が多いことは認識はしています。全町的に歩道整備の要望は多いですが、通学路を優先的に行っています。	
北	1		八軒家付近(大井総合体育館入口)の渋滞がすごい。時差式信号 等をつけていただいきい。	ふじみ野市でも交差点改良を要望しているようです。県への要望を進めていきます。	
藤	6	信号機の設	川越街道へ出る道路の押本材木店のところが狭い。広げてもらいたい。 たい。 押しボタン式信号を付けてもらいたい。	道路の拡張については、地権者の理解が無いと難しいという現状があります。 押しボタン式信号については、つけない方がいいという意見もありますが、警察署長に押しボタン式信号設置はお願いしています。	
藤	6	道路整備につ いて	鶴瀬駅西通り線と国道254号の接点を早く整備してもらいたい。	整備は富士塚区画整理の中でやっていきます。業務代行方式 であるので5年で完成する予定です。	
上	1		(県道沿い)山田うどんの傍と地蔵通りのネツシンへ抜ける道路が豪雨の際に通行が困難となる。4~5軒あると思うが、アスファルト化までいかなくても、対策できればお願いしたい。	後日改めて回答します。	現場パトロールを行い、砂利道等については、定期的に機械で整地並びに砂利の補給等を実施しておりますが、今後はより一層気を付けていきたいと思います。
4	1	側溝の整備 について	木ノ宮住宅の周辺の道路の下水排水が落ち葉等が詰まり、流れが悪いので何とかしてほしい。サンクス〜鈴木産業さんの通りの雨水の側溝の整備をお願いしたい。(北側の側溝が役目を果たしていない状況である)	  理想な疎辺   オ日色に対応いた   まま	現場確認いたしましたが、排水管及び集水桝の詰まりが原因で雨水が 流出すると考えられますので早急に清掃いたします。
4	1		福祉センター入り口交差点が、集中豪雨の際、雨水が溢れ道路を横断できない。この辺りの排水整備をお願いしたい。(暗渠化の部分)	原因を調べて対応いたします。	排水管及び集水桝の詰まりが原因の一つと考えられ、雨水が溢れる現状になると判断されるため排水管及び集水桝の清掃したいと考えております。交差点より福祉センターに向かう町道幹線11号線の集水桝の清掃はすべて実施いたしました。
4	1		サンクス〜永久保通りの田村屋酒店方面へ向かう通学路にガードパイプ等の安全対策をお願いしたい。併せて永久保通りを渡る通りに横断歩道や信号機の設置を強く要望する。	横断歩道の件は私も記憶しております。改めて担当課と相談し て対応していきたいと思います。	ガードパイプ等の設置については、現況の道路幅員では難しいと考えられます。しかし、交通安全対策として路面標示等の処置を講じたいと考えております。横断歩道につきましては、すでに警察署に要望しております。信号機は、要望に向け警察署と協議したいと考えております。
藤	3	公共交通につ いて	イムスの移転に伴い、地域の診療所がなくなった。イムスの送迎バスを利用するには「しまむら」まで行かないといけないなど、藤久保3区からは、特に高齢者は難しい。 送迎バスに、乗りやすい場所まで来てもらいたい。	他の地域からも同様の要望が出ています。町内全体のバランス を考えながら要望をしていきたいと考えています。	

-	1		T	
1	道路整備につ いて	竹間沢からみずほ台駅に行く道路の三芳分が狭く、危険である。	歩道については富士見市と合わせていきたいが、回答は難しいというものでした。全町的に危険箇所を調査し、通学路を中心にして危険な所から整備していこうということで、できることをやっていこうということになっています。	
5	道路整備につ いて	鶴瀬西通り線入り口部分の工事が全く進まなくなった。どうなってい るのか。	県の認可をもらう、区画整理組合の事業で行っています。富士 塚土地区画整理はあと5年で終わる予定です。	
5			再度確認します。	町といたしましてイムス三芳総合病院に対し案内板の修正を要望いたしました。現在、病院側で検討していただいているところです。
5	道路整備につ いて	イムスへ行くための通路を、農地の中に作ることは出来ないか。	検討してまいります。	現在、農地でイムス総合病院まで抜けている町道はございませんので、 新たに道路、通路を設置する必要があるため今後、設置方法について 検討したいと考えます。
5	一方通行道 路の設置につ いて	狭い道も多く、道路拡幅も難しいだろうと思うので、一方通行の道 路を増やしてはどうか。	公共交通やスマートICなども含め、町全体の交通の将来ビジョンをどうするかについてと併せて考えていきたいと思っています。	
5	交差点改良 について	藤久保交差点の右折帯はいつ完成か。	地権者のご理解をいただき、歩道を作ってからでないと右折帯 が作れないということだそうです。県の方にも、毎回要望を出し ています。	
1	全対策について	学時間帯にスピードを出している車もいる。 スピードが出せないように、でこぼこ道にするなどということはでき		スピード抑止対策として「でこぼこ道」(ハンプ)がありますが、車の通過による振動や音が生じるため、周辺住民への配慮が必要となり、住宅地での設置は困難かと思われます。また、バイクや自転車が転倒する危険性もありますので、現場に応じた交通安全対策を検討します。
1			でこぼこについては、警察とも相談しなくてはいけないのでどこ までできるかわかりませんが、そういった表示はあった方がいい と思います。	交通標識については対応します。町内各公園や子供広場の看板については、もっとわかりやすく表示ができるかどうか、全体的に検討します。
3			スマートIC整備に係る調査・研究の中で、交通量調査を行い、どの道路を整備していくかについて優先順位等、判断していく予定です。	
	5 5 5 1 1 1	5     5     5     5     1     1     2       道路い 表い 表い 内で 整い 表い 内で 強い 表い 内で 強い 表い 方設い 差に 学策で 路に 登策で 路に 登別で 点のこ 会い 路に 登別で は かて かって ない かって	5 道路整備について	1 道路を備について 付間沢からみずほ台駅に行く道路の三芳分が狭く、危険である。   した成な所から整備してつます。   このか。   近路整備についていています。   までいて   このか。   このが、   このに、   このに、

上	3	交通安全対 策について	埼玉スポーツセンターへ向かう途中の4差路部分は危険。	境界等の問題もありますので、所沢市とも話し合いながら、なる べく早く検討していきたいと思います。	所沢市と三芳町の行政境となっておりますので所沢市と協議を進めながら対応していきたいと考えております。
上	3	側溝の整備について	町道幹線2号線の側溝は清掃しないのか。以前は定期的に行って いたと思うが。	早急に対応します。	限られた予算の中で側溝の清掃を実施しており、他路線の側溝清掃も 必要なため定期的に実施とは中々まいりませんが、状況によりできる限 り実施していきたいと考えております。
上	3	道路整備につ いて	町道幹線2号線は狭く危険。整備の予定は。	県道と同じような整備をし、同じような景観を残さなくてはいけないと考えています。	将来的には県道と同等の整備をしたいと考えておりますが、現在のところは難しいと判断されます。ただし、交通安全対策については、今後検討していかなければならないと考えております。
上	3	歩道拡幅について	町道幹線2号線について、道沿いの生け垣を自主的に1mくらい下げ、歩行者へ配慮してくださった方等、自主的に様々なことをしてくださった方たちに感謝の意をどうにかして示すなどできないか。	とても素敵だと思います。そういった取組を進めていけるように 考えていきたいと思います。	
上	2	道路整備につ いて	関越側道沿いにコスモスを植えたりし、景観美化に努めている。その為、歩いてコスモスを愛でる人も増えた。しかし、最近大型ダンプ等が通行するようになり、大変危険だと感じている。安全面での対策を考えていただきたい。	側道の車種制限等を検討していきたいと思います。	警察と協議し検討してまいります。
北	3	道路整備につ いて	鶴瀬駅西通り線(都市計画道路)の国道254号線との接道部の拡幅について 非常に狭く、自転車等の通りも多いので危険である。いつ頃拡幅が されるのか。	富士塚土地区画整理の事業の中で、ご指摘の部分も拡幅を行う予定です。その為には県の認可を受けないといけません。今年の2月に県の認可がおり、本格的に着工することができます。今回は業務代行方式といって民間企業と連携して区画整理を進めていこうということで、5年間で完成する予定でいます。町としましても第一優先でこの箇所をやってほしいとお願いはしています。藤久保小学校の東から、今年度中に区画整理を行うとしています。そういう流れで5年以内には開通することになっています。	

# 【当日質問・意見 (公共交通について)】

地均	<b>質問内容</b>	町長の回答	担当課の回答
北	1 公共交通につ 大宮や所沢方面へのバス等路線、本数等の増設はできないのか。	富士見市と首長レベルでの話ですか、ららぽーとの関係で大宮 や所沢方面のバスを検討しています。	ライフバスにつきましては、三芳町内・鶴瀬駅・みずほ台駅・ふじみ野駅 を通勤通学及び公共施設等を走行している巡回バスですので、今現在 は難しいと考えます。また、公共交通につきましては三芳町政策研究所 を設立し研究しているところです。

8

Ŧ	. 1	公共交通について	手法についてコミュニィバスとデマンド交通以外の手法はないのか	政策研究所ではこの二つの方法を検討しています。ただ、考え方として、逆にこういった公共交通を導入しなくても、福祉タクシー券の補助などの考えもありましたが、基本的には多くの住民の方に利用して喜んでもらうことを考えると、この二つの手法に絞られます。そういった考えで進めていますので、現状でこの二つの手法以外の検討は難しいかなと思います。もしこれからこの二つの提案より良いものがあればそちらも検討していきます。	
<u>+</u>	. 1	公共交通につ いて	例えば企業のバスの利用などは検討していないのか。	町内の病院や企業のバスの利用ということで、政策研究所でも検討いたしました。やはり目的が違うため、共用ということはなかなか難しいという結果でした。社会福祉協議会の中で、体の不自由な人を送迎することを行ってたボランティア団体もございました。こちらも研究所内で研究をしましたが、受け手や車両の問題がクリアできませんでした。こういった方向性は検討いたしました。また、企業バスは会社の経営の中で無償運行を行っています。こちらを有償運行にすることで、運輸局の許可等が必要となり、また営業形態となってしまい難しい部分があります。また企業用のバスであり、本来の従業員が乗れなくなってしまう状況になる可能性もあります。町内のいくつかの病院等には調査をしましたが、なかなか検討にまでは至らない状況です。	
ᆌ	1		ライフバスが午後の2時から4時にかけて本数が極端に少ない。ど うにか本数を増やせないか。	民間企業ですが、要望はしていきます。公共交通の研究を進め、ライフバスとのバランスをとっていきたいと思います。	乗降客の少ない時間帯でありますが、要望はしていきます。また、平成2 3年度より三芳町政策研究所を設立し、町内の公共交通について研究しているところです。交通空白地帯などの解消を図るため、新しい交通システムの構築する検討をはじめております。
勝	6	公共交通について	ボランティアするのに公共交通が無くてお金がかかる。	少しでも早く新たな公共交通が実現するよう努力します。	
蔣	6	ライフバスに ついて	ライフバスの態度が悪い。	新たな公共交通が導入された場合は、ライフバスの運行形態も 今後変えたいと考えています。	ライフバスは、道路運営法に基づいて、関東運輸局の認可により運行されているため、直接的な業務に関することに町は関与できませんが、三 芳町の公共交通であるため、苦情や要望があった場合は、内容を伝え、 改善を求めることとしています。ライフバス社では、運転手の苦情が寄せ られた場合の対応として、ドライブレコーダーを全車に装備されているこ とから、事実が判明した場合は、指導、教育や適切な処分を行っていま す。
17	1	ハア	イムスのバスが、以前は1時間に1本あり、利用していた。現在は、 鶴瀬駅からしか出ておらず、とても不便になった。 早急に南北に走るバスを。	現在全町的に研究中であり、今度、その点についても考えてい きたいと思います。	

#### 道路•交通

藤	5		駅まで行くのも大変であり、不便。弱者にやさしい公共交通になる よう、真剣に考えていってほしい。	平成22年度の住民意識調査の中でも、町に住みたくない理由は「交通が不便だ」というところでした。少子高齢化の社会にもなってきていますので、高齢者の足をしっかりと確保して、いつでも元気に出かけられる社会を作っていきたいと思っています。政策研究所でも3年かけて研究し、結論を出して新しいものを導入するというのが目標です。詳細に関しては、政策研究所の冊子に書かれていますので、そちらもご覧ください。	
藤	5		2年も3年もかけず、実際に今走っているバスの路線を変更したり、 不便な所に走らせたりすればいい。	許認可等の問題もあります。また、一部の人の意見だけを聞く のではなく、広く住民の方の意見を伺い、慎重に進めていくこと も必要ですので、ご理解をお願いします。	
上	3	ハア	町外施設を利用するための公共交通については、どのように考えているか。町だけでなく、周辺の市町村との共存・共栄についての考えはあるか。	現在検討中です。公共交通については、三芳町内のことを考えていますが、富士見市としても新しくできる「ららぽーと」等に人を誘致したい等あります。今後、広域的なことについても考えていきたいと思います。	
藤	2		病院へ行くのに、ライフバスではなく、タクシーを利用している。タクシーの割引券等に代えることはできないか。	コミュニティバス、デマンド交通などにより、住民アンケートで利用者が多いと見込まれる病院、スーパー、公共施設に行けるようにしていきたいと思います。タクシー券については、新しい公共交通と共に検討していきます。	
上	2		現在進んでいる計画とライフバスの関係性はどのようなものか。僻 地扱いされている場所についてへの対応は。	既存のライフバスと併用してコミュニティバス、デマンド交通等を導入する予定です。現在、全町を対象として研究中ですが、デマンド交通であれば、町の隅から隅まで対応可能です。また、現在、ライフバスに赤字補てんとして2,400万円拠出しており、ライフバスとの話し合いによっては、現在の路線について減らしたり、なくしたりする路線も出てくる可能性はあります。	
北	3	クハイ	ふじみ野駅、鶴瀬駅の2系統の路線がありますが、日中の時間帯 (12時~16時)は、一時間に1本走っていない時間帯があり大変 不便を感じる。どちらか1系統でいいので走らせてほしい。	ライフバスへの要望は町からも挙げさせていただいます。他の地域でも同じような問題があり、交通空白時間や交通空白地帯の解消をすることが、新たな公共交通システムの目的でありますので、そういったところでフォローしたいと考えています。	
藤	1	公共交通につ いて	しののめの里への交通をどう考えているか。	町だけの問題でないため、2市1町で考えていきたいと思います。	

<u>t</u>	域	テーマ	質問内容	担当課回答
藤	6	区長会・区長 の存在につい て	映されていないのではないかと思えます。 町以外の有識者の意見を聞くのも大切な事は充分理解できましが、それと同時に、一番身近に住民と接している14区の区長及び	従来より区長様を始め、行政区の皆様には、多くのご負担をお掛けしているにも関わらず、ご協力いただきありがとうございます。 町では、専門的な分野の政策を進めるにあたり、識見を有する方よりご意見をいただくのと同時に、広く住民の方にもご参加いただきご 意見をいただいております。 また、町の重要計画の策定にあたっては、区長会会長様にご参加いただき、ご意見を伺っておりますが、今後、一番身近に住民の方と 接している各行政区の区長様及び役員の方からもご意見いただく機会を設けていければと考えております。
H	1		町有線放送の放送内容が聞き取り難いため、早急に措置をとって いただきたい。	町防災行政無線については、住宅の防音機能の向上で聞き取りづらくなっている現状があります。これについては、東日本大震災後の放送で町内各所から聞き取りにくいとのお声をいただいており、そのポイントを地図上に落としてあります。一方で、音量が大きすぎるとのお声もありますので、それらについても考慮させていただいて、音量の調整やスピーカーの角度等を調整しております。また、今年度中に一箇所ですが、難聴度の高い新興住宅地内に放送塔を増設する計画を進めております。なお、防災行政無線放送については、音声放送のほかに「三芳町地域コミュニティメール」登録者への連絡を実施しております。また、電話で聞き返しのできる「電話応答サービス」の整備を進めているところでございます。加えて、ご提案のありました町ホームページ内の緊急情報ページ等も充実させ、周知していきたいと考えております。
藤	2	自治基本条 例について	地方自治体制度の問題として、国や県からの主導が完全意向できるのか否か。「交付金、補助金」等が絡み、従来どおりの事業自治体に戻らない為にも、地方分権の意味、良さを住民と行政で十分な理解が要請される。	ご指摘のとおりです。これから自治基本条例を策定していく過程の中で、住民の方々と行政により、地方分権の意味や必要性について、 相互理解を深めて行きたいと思います。
藤	2		住民自治の確立は大変画期的ですが、住民の権利と責務がどの ように行政と共存するのか、効果を適度に情報公開する必要があ る。	ご指摘のとおりです。自治基本条例が策定された場合は、策定して終わりではなく、策定後にその効果を見極め、チェックする第三者機関の必要性が生じると考えております。 また、当然ながらその結果は住民の皆様へお知らせいたします。そのためにも、自治基本条例を策定していく過程の中で、住民の権利・ 義務の範囲について、行政の役割・責務との関係の中でしっかりと検討する必要があると考えています。
藤	2		既存の現行法や制度が、何が不足か、悪いのか徹底分析し、改革 の目的と実効性を常に検証しなければならない。	地方分権が進行する中で、現行法を町としてどのように解釈し運用していくのか、法が要請していない制度の空白部分をどのように補完していくのか、その能力が求められています。また、現行法の規制緩和(権限移譲)が毎年進行し、それに対応する町の条例の整備の必要性が求められています。まずは、これをしっかりと実施していくためにも、現行法や制度をきちんと把握していく必要があると考えています。
藤	2		自治体(行政)の人事や首長の交代で制度が変わらない独自制度 の根拠をしっかりと確立させる。	基本的な自治のしくみは、恒常的なものが必要とされています。そのためにも、自治基本条例を策定していく過程の中で、住民と行政が 充分に話し合い、恒常的な制度を検討していく必要があると考えています。
藤	2		「自治基本条例」に参画される対象者の方には、成人ばかりでなく 高校生、大学生等を含めた、将来を三芳町に根差した、担い手を 多数参画されることを期待します。	本年4月より約30名の住民により「(仮称)自治基本条例検討町民会議」が発足しております。町民会議は、18歳以上の方がいつでも参加できる町民会議として設置しました。条例策定にあたっては、18歳以下の方々へもわかりやすく周知する必要があると考えています。

1

藤	2	自転車マナーにつてい	「みらい通り」の道路拡張に伴い、東上線鶴瀬駅〜川越街道間両側歩道の歩行者レーンと自転車専用レーンが白線や色分けされていますが、自転車利用マナーがとても悪く地域の住民より、下記の提案が出ていますので検討願います。 ① 自転車には左側通行を徹底させるべき、歩行者の安全な歩行ができる「三芳町モデルエリア」に指定する。 ② 同様に歩行者にも自転車専用レーンは歩かない、犬の散歩も飼い主にマナーも徹底してもらい安全、安心な歩行が出来るよう努める。	自転車をはじめとする交通安全ルールについては、様々な機会を捉えて交通安全団体と協力して下記のような啓発活動を行っています。とくに、子ども、高齢者、自転車を重点化して取組んでいます。 1 子ども対象は学校や保育園等で、成人対象は集会所等でそれぞれ交通安全教室を実施 2 交通安全団体の協力で、交通安全運動の期間は街頭活動を実施 3 朝夕の交通安全指導員の立哨で、悪質マナーを見かけると指導また必要に応じて立て看板や路面標示の設置を検討します。
藤	2	防災倉庫の 設置について	藤久保第二区集会所内の防災倉庫の設置と公園内防災設置について	各行政区で用いる防災倉庫については、区で設置をお願いしているところです。 費用の面につきましては、町では自主防災組織育成補助制度を実施しており、防災倉庫の設置も補助の対象となっておりますので、ご活 用いただきたく存じます。設置場所につきましては、集会所敷地内の西側スペースを使うことが考えられます。また、都市公園及び子供広 場内に区の防災倉庫を設置したい場合には、本来の用途である、公園・広場での使用を阻害することがない範囲で許可となります。別途 協議・申請(都市計画課)が必要となりますので、ご相談ください。
藤	2		行政連絡区と共通ですが、区民の自治会加入メリットを広報誌や 各関連団体に積極的にアピールして欲しい。	行政区への加入促進につきましては、町広報やポスター掲示、一部の町の封筒へ加入促進コメントの印刷等を行っているところですが、 本年度から三芳町区長会において、課題別検討部会を立ち上げ、町と協働により更に対策を練っていきたいと考えております。
藤	2	区長会・区長 の負担につい て	現在の藤久保二区は、ブロック長、自治会長共に、日常生活にも支障をきたすほどの仕事量になっており、多くの方が負担であると感じておられます。今後さらにブロック長や自治会長の仕事量はもっと増えることが予想され、非常に危機を感じてしまいます。町や町民のために働くのは、町役場の職員であって、町民ではありません。ブロック長や自治会長の現在の負担を軽減した上でのまちづくりを目指して下さい。	従来より行政区の皆様には、多くのご負担をおかけしているにも関わらず、ご協力いただきありがとうございます。今後、協働のまちづくりを推進していくためには、やはり多くの住民の皆様にご協力を得る中で、住民・行政が一体となって総意で進めていかなければならないものと考えています。行政区の役員の皆さんに負担が集中することのないよう、行政が行うべきもの・住民が行うべきもの・協働で行うべきもの等役割分担を明確にしていき、真に地域に住む当事者の方々の思いを反映させるための協働のまちづくりを目指していきます。
Ŀ	1	集会所設備について	上富第1区集会所の階段の下の階段には手すりが有りますが、上 の階段には手すりがありません。手すりをつけていただきたい。	本質問事項の階段の手すり及びトイレの洋式化につきましては、昨年より懸案事項になっておりましたが、本年度改修する予定となっております。7月に実施できるよう、準備を行っておりますので、もう少しお待ちいただくようお願いいたします。

_	地項	マーマーマーマー	質問內容	町長の回答	担当課の回答
	北	1 行政区について	北永井一区のために町の予算を使いたいことはありますか。	ひとつの区のためだけに予算を使うことは基本的には考えていません。一定の予算を各区に配分している自治体もあるようです。	
	北	1 街灯について	街灯調査をしたが街灯が少ないようだ。平等ではないのではないか。 ⇒小鈴幼稚園、バス停付近など	必要な場所には対応していきます。要望をあげてください。	

北		援護者支援	災害時の要援護者への応援要請について、介護施設や障がい者施設と各施設と協定等を結ばれているかと思いますが、どの程度	意見を受けて、町内の15の施設と協定を結びました。協定は結びましたが、具体的なシュミレーションであるとか、どういった	災害時要援護者避難支援プランに基づき、町では、指定避難所でも要援護者の環境整備をすることとなっておりますが、対象者の状況によっては居住環境の良い公民館に移っていただいたり、さらに専門の設備やスタッフによる対応が必要であると判断した場合は、三芳町福祉施設連絡協議会に所属する15施設と結んでいる「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」に基づき町災害対策本部が町内の介護施設等への受入れ要請を行います。また、この流れは「三芳町地域防災初期行動マニュアル」の中でも掲載しております。ただ、各施設間での細かな打ち合わせまでには至っておりませんので、今後連携を取っていきたいと考えます。
藤	1	防犯について	平成25年6月28日東京都練馬区で起こった事件(幼児切りつけ)のような事件への対策は。	事件が発生した段階で、警察から連絡が入ります。役場で、担当課が学校に連絡するなどして安全確認や指導をするといった決まりがありますので、それに則って対応するようになっています。	
藤		防災無様にフ	後も小さな制約に捉われず、交通問題などの諸問題についての注		昨年度、交通死亡事故が多発したため、埼玉県から交通事故特別対策 地域に指定された際、頻繁に注意喚起の放送をさせていただきました。 また、振り込め詐欺が町内で発生した際に放送したケースもございま す。ただ、放送を不快に思う方もいらっしゃるため、一定の配慮をしつつ、 形骸化しないようメリハリをつけた放送を心掛けたいと考えております。
藤	5		川越街道から第二保育所を通る車について、取り締まりが出来て いない現状がある。(役場入口交差点からの取り締まりは実施)	再度、警察にお話をさせていただきたいと思います。	交通指導員やPTA、地域ボランティアにより、バリケードや立哨活動を 行っておりますが、警察にも引き続き取り締まりを要望してまいります。
藤	5		防災無線が聞き取りづらい家がある。希望する家には小型スピー カーを設置するなどすることはできないか。	検討してまいります。	防災ラジオを有償配布する自治体もありますが、利用者にも町にも重い 経費負担がかかるため、他の伝達手段も含めて検討中です。当面は、 町ツイッターやコミュニティメールをご活用ください。

# 【当日質問・意見 (自治基本条例について)】

地域		質問内容	町長の回答	担当課の回答	_
j	<b>藤</b> 6	(自治基本条例のパワーポイント資料に関連して)職員のモチベーションを上げて	職員の意識を変えるために、研修などを行っています。また、政策研究所に若い職員も入ってもらい意識の改革を行っています。 自治基本条例に関して、職員だけでなく住民の皆さんも変わっていってもらいたいと思っています。		
;	比 2	いつ「自治基本条例検討町民会議」が開催されているかわからない。もっと、住民の目に触れる工夫をしてほしい。	ホームページや広報など、様々な方法で発信しているところですが、今後、これまでご存知なかった皆さんにも知って頂けるようにしていきたいと思います。	今後、広報みよし等にて、経過報告をおこなったり、シンポジウムなど公開イベントを計画しています。	

#### 自治・防犯・防災

#	2	自治基本条例を制定して良いことがあった例はなく、制定するにもお金がかかるが、わざわざ制定する必要があるのか。	専門家の講義でも、議会で否決される例も課題もあるという話をされていました。でも、策定過程の中で、意識が高まるという良い部分もあるという話もありました。 骨子案についても、現在検討しています。住民の定義もどうするか、さらに言えば、作るか作らないかということも大事なテーマです。作ること在りきでなく、自治基本条例を作る過程の中で議論が深まっていくことが望まれます。	
<b>ત્રા</b>	2	自治基本条例に反対しているような人を招いた知見も伺うべきでは。		反対の声も検討の題材にとり入れ、公正な進め方をしていきたいと思い ます。
蔣	3	減免見直しを考えるほど財政が逼迫し、財政硬直化を謳っている中で、自治基本	町の人に町への想いをもってもらいたいと思っており、町を支えてもらうことに繋がると考えています。 費用も、そんなにかかっておらず、未来への投資を行っていきたいと考えており、その一環でもあります。	
藤	3	他自治体の制定状況をみていると、議論が止まっているところが多いようだが。	制定する、制定しないではなく、議論をすることが大切だと考え ています。	
藤	3		いろいろな方法で広報をしているのですが、なかなか届かない というところもあります。区を通して連絡をするという方法もある と思いますので、可能であればやっていきたいと思います。	町民会議は、常に開かれておりますが、参加できない方の声をとり入れ る企画を検討しています。

_				
	lt 2	・外国人参政権問題にも繋がるもの。 ・市民参加という言葉があるが、少人数すぎるという部分もある。 ・三芳町が、住民の定義を有権者と規定すれば、全国に先駆けた事例となる。 ・川越市では見直し、大和市(神奈川県)では、経費の無駄遣いとして問題になっている。	そういった懸念も理解できます。そういったことも踏まえ、今後考えていきたいと思います。	
;	lt 2	<ul> <li>・検討会議が行われていることを知らなかった。密かにやっている。</li> <li>・知らない間に決め、議会を牛耳るもの。議会なんて要らない、となる。</li> <li>・外国人や暴力団、どういった政党だかわからないものが町に「市民」として入ってくる可能性がある。</li> <li>・国家を牛耳れない人が、地方から国家を解体していこうと考えたのが松下(松下圭一による)理論。</li> <li>・複数信託論*が崩壊する。(※自治体の権限も財源も議会も行政も市民からの「信託」に過ぎない。国家も地方自治体も市民の「信託」によって成り立つという理論)</li> <li>・自治労の支配によって、住民をだましている。</li> <li>・協働のまちづくり条例では足りず、なぜ自治基本条例が必要かというと、協働のまちづくり条例は最高規範ではないから。牛耳れない為。</li> </ul>		
,	ተ 1		考えることが大切だと感じています。 ぜひ、町民会議にご参加ください。	
,	<b>ጎ</b> 1	様々な指摘があったと思う。配布された資料を作り直すことも考えるべきではない のか。自治基本条例の甘い部分のみが書かれており、偏っていると感じる。	具体的にどんな内容にするかと言うことは、これから検討していきます。また、住民の規定についても、これから議論をしていくことです。様々な課題がある。住民の皆さんと話をしていこうと考えているところです。	

	地域	テーマ	質問内容 質問内容	担当課回答
Ī	泰 6	普通交付税につ いて	三芳町は、戸田市と不交付団体自治体としてきておりますが、交付団体自治体になってもかまわないの	普通交付税が交付されるということは、税収が落ち込む等、財源が不足するということが大きな要因であります。また、歳出につきましては、実際の支出額ではなく、各地方公共団体が標準的な水準における行政を行うために必要となる需要額を算定して交付税の交付・不交付を決定しますので、歳出が増えたからといって交付税が交付されるとは限りません。 当町は、安定した税収等により平成13年度から普通交付税は不交付でありますが、近年、税収が伸びない中で多様な行政需要に対応しており、現状は限りなく交付に近い不交付団体となっております。 いずれにしましても限られた財源を住民の福祉の向上のため有効に使うことは当然であります。 真に必要な事業について財源が投入されるよう財源の確保に心掛けていきたいと考えています。
à	<del>ኝ</del> 1	町予算等の増収 計画について	町の予算は年々厳しくなっている。今後、町として税 の増収対策はあるのか。	税収を上げるには、人口の増による住民税の増、大規模な宅地開発や企業誘致による法人町民税や固定資産税の増、また都市計画税の税率の見直しや新たな目的税の創設なども挙げられます。健全な財政運営のためには、税収等財源の確保が必要です。さらに、現在賦課している町税の収納率向上も必要です。 町では、今年3月、昨今の厳しい財政状況を鑑み、健全な財政を目指す「脱財政硬直化宣言」を行いました。新たな財源確保の具体的な取組として、都市計画税の見直しを始め、町内の経済活動が促進され、税収の伸びが期待できる取組を念頭においています。たとえば、区画整理による優良住宅地造成に伴う固定資産税の増加策や土地利用の見直しによって生ずる企業や工場の誘致による固定資産税の増加策等を考えています。
à	۶ 1	区画整理等について	富士塚地区が市街化区域に編入されましたが、今後の市街化調整区域の変更予定や区画整理による人口増加計画があればお教え下さい。	区域区分の見直しに関しては、三芳町第5次総合振興計画を策定していく中で検討させていただきます。現在、三芳町では北松原、藤久保第一、富士塚と3つの土地区画整理事業が施行されておりますが、この3つの土地区画整理事業による計画人口増は約2,300人を見込んでいます。
à	<b>ሃ</b> 1	上富地域の土地購入について	財政が厳しいと言いながら事前説明、開示なく、明確な根拠が明示されず、後付けの無理やり押し付けの根拠を出すのは何故か。	上富の地域拠点施設用地の取得については、平成24年度当初予算において、購入のための債務負担行為の議会の議決をいただいております。その際に次のとおり附帯決議をいただきました。 ① 相手の提示額のみで取引はしない。価格設定根拠を事前に議会に報告すること。 ② 大型観光バスは、安全確保ができるまでは、当該地には駐車しないこと。 ② 住民に理解を得るための将来ビジョンを明確にし、予算執行する前に説明すること。 町としましては、議会の附帯決議を最大限尊重するため、上富地域拠点の将来ビジョンをお示ししたものであり、「後付けの無理やり押しつけの根拠」とは、考えておりません。 町の基本構想である、第4次総合振興計画の土地利用方針の中には、各地域に拠点ゾーンを定めております。上富エリアにおいては、農業センターを中心とした拠点ゾーンが設定されておりますが、十分な地域の特性が反映された整備が進んでいない状況となっております。将来的な上富地域に求められる拠点施設としては、観光拠点としての役割、生活拠点としての役割等想定され、特に農業センターは建築から31年が経過し、老朽化が目立ち始めるとともに、昭和56年以前の旧耐震基準で建設されていることから、建て替えを含めた施設の更新について、検討を進める必要があります。 上富地域拠点ゾーンとしては、現在の農業拠点機能、地域コミュニティ施設機能、防災機能に加え、生涯学習推進施設としての機能やビジター施設としての機能を充実させる整備が必要となると考えており、ビジターセンターとして、最大限の機能を果たすため、来訪者受入体制を充実させなければならないことから、現在の敷地を拡張し、駐車場用地の確保が特に必要と考えられることから、隣接する土地の購入について要望しているところでありますので、ご理解いただきたいと考えております。
à	<b>4</b> 2	スマートICのフル 化について	スマートICのフル化について	当町は周辺の自治体と比べて事業所が多く、その法人税、固定資産税にも支えられ、県内有数の不交付団体として歩んできました。しかしながら、ご指摘のとおり、空き倉庫の増加や開発しやすい土地への企業流出など、将来に向けて危惧を抱いているところです。現在、圏央道の延伸が予定されておりますが、先日発表された外環道の延伸計画により、東京方面へのアクセスの向上も見込まれています。これにより立地優位性は向上することから、この時期から検討を進めていく重要性を感じています。そのため、町全体の土地利用のあり方を再確認し、わかりやすいビジョンを定めるべく、総合振興計画の見直しを検討していくこととしています。また、町内には既に事業所、倉庫が多く、多くの物流車両が通行している状況です。町全体の交通の流れを把握し、予測していくことで、道路の整備のあり方について、ご指摘のビジョンにつきましても定めていく予定です。所沢ICまでの整備も大変有効な手段と考えられますが、どのように交通の流れを誘導するのか、有効な整備方針を見定めていきたいと考えております。町の限られたランドマークを整備、発展させるとともに、道路交通網の拡充を図っていくため、住民の皆さんにご理解いただけるよう、その将来像をお示ししていきたいと思います。

_	地域	テーマ	質問内容	町長の回答
	上 2	スマートICについ て	スマートICのフルIC化はどこまで進んでいるのか。	平成32年度(2020年)供用開始を目指し、町の方針としては大型車を含むフル化で進めています。今後、様々な意見を聴取していきますが、現在、その為のアクセス道路などについて調査研究を始めています。

藤	6	広報紙について	広報に穴があいていない。	穴をあけると写真に穴があいてしまうことがあり、良い広報を作るために穴をあけるのをやめました。
藤	6	I .	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	紙に関しては現在、2分の1、2分の1、2分の1の8分の1化を進めています。 また、経費を削減するために会議の時間を短くするなどしています。
藤	5			まちづくり懇話会、出前町長室などをはじめ、町長室の撤廃、駅立ちなどを行いながら、様々な人のご意見をお聞きしたいと思っています。 ただ、すぐに生活に活かせない部分もありますので、ご理解ください。
藤	5	町の政策について	アベノミクスに三本の矢政策があるが、町長はどの ように考えているか。	抽象的な部分もあり、なんとも言えないところもあるが、町の政策の中で関連する政策があれば、一緒に成長していきたいと思っています。
藤	3			町長室などを廃止し、4階で職員の皆さんと一緒に仕事をしています。今後も、2階の上下水道課が新しくできる浄水場に移るなどするため、空いた場所の有効活用や7階の 福祉喫茶跡の有効活用をしていきたいと考えています。
藤	3	住民の意見について	今の自分の意見もそうだが、住民の意見を吸い上 げるという言い方は、一部の意見でしかないことを 心得ておくべき。	全てを吸い上げているわけではありませんが、できるだけキャッチボールをしながら進めていきたいと考えています。
北	3		なった。緊縮財政というのであれば 地方交付税をもらってしまえば良いではないか。	地方交付税は何でもかんでも貰えるわけではありません。三芳町が行政運営をするのに、100万円必要だとする、でも収入が110万ある、その状態であると地方交付税はもらえないといった状況です。ですから、国からの他の補助金等を貰える方法を探して、あらゆる情報を収集しています。お風呂券や銀婚式の御祝いについても大変申し訳ないと思っています。これもお年寄りだけでなく、町全体を考えた上で、事業の仕分け等の結果を受け、そうさせて頂きました。またふじみ野市に共同の新しい温浴施設も出来ますのでそちらもご利用いただきたいと思います。
北	1	スマートICについ て		今年度に専門業者との業務委託契約を締結させていただきました。ICへのアクセス道路の検討、安全対策に向けての整備、大型車両のルート、案内標識、経済効果等の積 算やネクスコ東日本の収益積算等を調査を進めていく予定です。この調査が今年度できましたら住民の皆様に説明していきます。利便性だけが向上し、トラックが通過する だけではだめですので、町にお金が落ちる仕組みを検討しなくてはなりません。土地利用等についても検討していきます。
上	1		PDCAをまわしていくとのことだか、昨年度の反省点をお聞かせください。	平成23・24年度と2年間、町の主要な事業について事業の仕分けを行いました。また町の300近い事業の事務事業評価というものも行いました。しかし、その事務事業評価というものが形式的な評価で終わっていて、それぞれの事業をどうしていくのか、明確な評価ということまで至っていませんでした。その評価というのが次の予算編成にしっかりと活かされていないことがみえてきたため、これら事務事業評価も含めた全体的なPDCAをしっかり構築していきたいと思っています。また、それが上手く機能していなかった点が反省点としてあげられます
上	1	スマートしにしい	1,000万以上の予算でICの調査を行うこととなっているが、川越、所沢にICがあり、三芳でも普通車は通行できるため、大きなICを造る必要はない。多福寺の交差点でも事故があり、大型車がこれ以上増えると更に危険。ICの方向性をやめていただきたい。	ICは川越、所沢のような大きなものでなく、スマートICという簡単に出入りできるものを考えています。現状では川越方面へ入れますが、東京方面へも入れると便利という方が多くいらっしゃいます。交差点の拡張や歩道の確保など安全面を優先させながら、調査を進めています。多くの意見を聴きながら、方向性を決めていきたいと思います。

j	篆 6		町長のポリシーはどこにあるのか。強いリーダー シップを見せて欲しい。	リーダーというのは、自分の意見だけでつき進んでいくのは難しく、広く住民の皆さんの意見を聞いて進めていきたいと思います。
á	<del>ን</del> 1	町のイメ <b>ー</b> ジにつ いて	入間郡三芳町では、入間市を想像されてしまう。	現在入間郡は三芳町と越生町と毛呂山町しかありません。距離的にも離れすぎてしまっているという現状があります。今後は入間郡が機能していないのでどうにかしていき たいと考えています。また、町のイメージアップを図っていきたいと思います。
á	<i>ት</i> 1	町の特色について	三芳町の特色、骨格をどこに置いているのか。	町の将来像は総合振興計画に描かれています。ただし、こういった計画は総花的になっているところがあります。自分の考え・思いとしては、首都圏30キロ圏内で、農地も 残っており緑も残っており、居住するには良い所だと思っています。また、三芳町は世界農業遺産の可能性があり、そこが最終の目的だと考えています。

### 【当日質問・意見 (財政硬直化宣言について)】

t	<u>地域</u>	質問内容	町長の回答
藤	4	平成26年度採用を見送るとあるが、住民サービスは低下しないのか。	定員管理等を見ながら住民サービスが低下しないように職員を配置していきます。 一般事務職の採用は見送りますが、専門職については、採用の可能性はあります。
み	1	無理して黒字にせず、地方交付税を受けてもいいのではないか。	国が定めた需要額より税収が多いか少ないかで決まってくるものです。そのため、あえて交付団体になろうとしてもなれないという現状があります。
み		脱財政硬直化宣言には、支出面を抑える施策が載っているが、増収対 策も柱として挙げる必要があるのではないか。	脱財政硬直化宣言と並行して、地域経済の活性化という課題があります。現在当町では企業の空洞化も見られ、そのため、地元の企業の方を交えて去年から地域経済活性 化懇談会を立ち上げました。その中で、土地の利用の検討や一つの手法としてスマートICフル化も検討しています。いかに企業を三芳に呼び込めるか、企業を呼び込むこと により、増収を考えていかなければならないと考えています。
み		戦員の拍子をするのでめれば、町長以下二仅も拍子を下げるべきでは。  たいか	既に三役の給与が3割や2割削減しています。他の自治体は、今回はカットしないということだったので、足並みを揃える形で三役については給与を下げませんでした。また今まで3割や2割削減し、それにプラスアルファして削減するとなると大変であり、今まで努力しているということもあります。もちろん、下げた方がいいというのであれば検討はします。総会などの交際費もかつては町から出ていましたが、現在は自分で出しています。
み	1	町長の退職金は高すぎる。	町長を1期務めると退職金が約1,400万円出ます。このことについては、4年間やるだけでこんなにもらっていいのかと自分としては疑問としていたので、給与から毎月30%カットし、4年で退職金相当の約1,400万円カットされることになっています。退職金をもらわないということは公職選挙法上できないので、給与から毎月30%カットして、4年で退職金相当の約1,400万円カットされるということです。
み	1	地方交付税を何十億ともらって町政運営をやった方がいいのではない か。	仮に普通交付税交付団体になっても、数年はそんなにもらえません。何千万という話であり、税収を上げることをやっていきたいと思います。

#### まちづくり全般

北	2	減額した公務員給与は、何に使用するのか。東日本大震災への寄付なのか。	寄付ではなく、財政調整基金として、今後の町政のための貯金とします。
北		地方交付税不交付のメリットとは何か。不交付のメリットなどないように 感じる。	本来、自主財源でやっていくのが一番良いのですが、現状のようにぎりぎりである場合は厳しいです。ただ、財源があるということは良いことです。
竹	1	政策を進める上で、様々な補助金を活用すべきではないか。	これまで、情報が入ってこない等あったため、今後がんばっていきたいところです。
藤	1	職員給与の削減が決まったようだが、労使は納得してのことなのか。議 員給与も下げるのか。	労使はありません。議会は議会で判断することで、検討されていると思います。
Ŀ	3	職員給与の削減が決まったようだが、議員給与も下げるのか。	議員給与の削減については町から言えない為、自ら提案していただかなくてはなりません。三芳町の議員さんは、富士見市・ふじみ野市と同じような政治活動をしなくてはいけないにも関わらず、町の給与は低く、大変だというのはあります。ただ、気持ちの上で、そういう視点があるのはいいと思います。
藤	2	公務員給与が削減は、町内企業などにも影響を与える。また、消費が減り、物が売れなくなり、デフレに繋がることが懸念される。できれば下げないで欲しい。また、下げた給与は、震災復興の為なのか。	期間限定の措置であり、財源不足を補うためのものです。削減した分は、財政調整基金として積み立てます。また、ラスパイレス指数を調整して下げるものであり、不交付団 体の戸田市も上程しています。

	地域	テーマ	質問内容	担当課の回答
	み 1	社会福祉協議 会の組織、運営 について	三芳町社会福祉協議会の実態を把握しておられるか。	社会福祉法人である社協に対して町は社会福祉法第36条に規定される役員である理事1人、監事1人が就任しています(同法第109条5項に基づく)。また同法第42条に規定する評議員には町から3人が選ばれています。 社協の運営状況については、理事会、評議員会を通して報告を受けているほか、予算編成時に事業説明を受け、年度終了時には実績報告を通して事業の実施状況を確認しています。また事業について確認が必要な時は聞き取りなども行い実態把握に努めています。
,	み 1	社会福祉協議会の組織、運営について	毎年、社協の30%を超える補助金を支出している 行政として、指導監督は具体的にどのようなことをし ているのか。	1. 法的な視点 社会福祉法人の所管庁は社会福祉法30条に規定するとおり県知事となっており、同法56条に基づき監督等を行っています。 2. 町補助金の交付に関する規則に基づく視点 町は補助金の交付に関する規則12条に基づき、事業又は経理の状況を調査し、説明を求め、必要な報告を徴することができるようになっております。また、社協への補助金については、町監査委員会の監査を受けており指摘事項は社協にも伝えています。 3. 社協との関わりに関する町の考え方 社協は、法的には町の監督下にあるものではありません。地域福祉活動の推進において主役である地域の皆様から疑問があれば、社協自身が謙虚に耳を傾け改善すべき点は改善し、説明すべき点は説明すべきだと考えます。このような観点から、柔軟な発想で地域福祉活動を推進する社協への町の関与は、最小限に抑えるべきだと考えております。ただし、町より多くの町補助金が支出されていますので、経理内容や事業内容に関しては、今後も報告を受け意見交換をしていきたいと考えます。
	み 1	社会福祉協議 会の組織、運営 について	福祉経験(資格)の無い人が事務局長として着任しているが誰の判断なのか。	法人経営については、経理に精通した人材が求められております。このような観点から事務の要である事務局長には、経理に明るい方を推薦して、社協事務局で所定の手続きを経て就任していただいております。
,	み 1	社会福祉協議 会の組織、運営 について	社会福祉法、第4章~6章に抵触している実態について	社会福祉法第4章~6章は、社会福祉主事、社会福祉法人を規定するものです。第4章に規定される社会福祉主事は福祉事務所を設置する都道府県、市町村に置くこととなっており社協や福祉事務所を持たない三芳町には関連しない条文となっています。また第5章についても行政の法施行に関する指導、監督、訓練を規定するもので社協には関連しません。第6章の社会福祉法人に関する条文を見ても具体的に三芳町社協がご指摘の条文に抵触する事実を町として確認しておらず本質問については特にお答えできることはありません。
,	み 1	社会福祉協議 会の組織、運営 について	直面する問題点に疑問も持たず、検証もせず、立場 のみで判断するのは社会福祉事業従事者として相 応しくない。	人格、思慮、熱意という部分は評価する側の価値観が大きく関わるところで明確な基準があるものではありません。町の立場としては、誰の目から見ても問題があり住民の福祉に不利益があると認められるときには所管庁とも相談し対応に当たることになると思います。また、ご指摘の社会福祉法第19条の部分は社会福祉主事の資格を規定するもので社協事務局長の資格要件を規定するものではないと認識しています。よって法に触れる内容ではないと考えます。 具体的な事案がない中で個人の人格等を評価することについては人権等の問題もあるためお答えすべきことではないと考えています。

_	地域	テーマ	質問内容	町長の回答	担当課の回答
7	比 2			入浴券が減ったのは、事業の仕分けで意見を伺った結果です。この事業の始まりは、働く人を応援しよう、 ということであったそうです。現在、時代背景が変わってきたので見直しを行っています。また、近隣自治 体では、お風呂がない家庭に補助をするという趣旨のところが多くなっています。そういったことから、ぬく もり入浴券の配布枚数を見直しました。今後は、温浴施設もできるため、廃止ということも考えられます。	
;	比 2	お年寄りの見守 りについて	お年寄りの居場所として、ふれあいサロンなどの立ち上げをバックアップするなど、お年寄りの見守りをもっと進めてほしい。 福祉団体がバラバラに動いている気がして(同じような講習を同時期に行うなど)、どうかと思う。	色々な人と団体の皆さんと関わりながら進めていきたいと思います。	サロン立上げ講座やサロン運営助成等については社会福祉協議会が支援しております。また社会福祉協議会や協働のまちづくり「健康福祉」グループなどで、様々な方面から高齢者のサロン等を実施しているところです。それぞれの団体が、必要と考えられることについて主体的に活動しているところであるため、今後、社会福祉協議会と連携し情報提供などを通して改善を図っていきたいと思います。
7	比 2	余熱処理施設について		まだはっきりと決まっているわけではありません。これからふじみ野市と申し入れしていくところです。なお、6つある部屋のうち、優先権を町の人が得られるようにするなど、実績に基づいた協議はしていきたいと現在考えています。	

北	, 2	余熱処理施設について	ふじみ野市の規模が大きいため、三芳町の人が十 分使用できるか心配。	現在、ふれあいセンターの利用者は40名。なので、部屋を1つか2つ借りられれば足りるのではないかと考えています。また、使っていく中で調整していく部分もあると思っています。	
北	2	余熱処理施設について	飲食物の持ち込みはどうなるのか。レストランのみ なのか。	改めて、老連や民生委員など各団体と調整していきたいと思います。また、提案があれば反映していきたいと思います。	
址	3	ふれあいセン ターについて	しい余熱利用施設ができるまでの約1年間の空白が あります。現在、ふれあいセンターの利用客は年間	平成20年度に町の公共施設のあり方について検討しています。そこではふれあいセンターは統廃合であるとか、民間委託であると検討されています。その流れで廃止を決めています。しかし、町内各所で廃止にしないで欲しいという声を聴いています。ということもあり今後、改めて老連の皆様、民生委員の皆様、高齢者の皆様のご意見聞いて、着地点をどうしようか考えています。現在、社会福祉協議会とは、平成26年3月まで指定管理者制度を締結しています。1年間空いてしまう、その先どうするかは、場合によりふれあいセンターを1年間延長して様子を見ることも考えているところです。しかし、ふれあいセンターの運営費は3,000万円ほど掛かり、さらに温浴施設が6月にオープンするとこちらに5,000万円以上の負担金が掛かります。併せて、二つの施設の運営で8,000万掛かることになります。こういったことも含めて、温浴施設も利用しながら、新たにできる中央公民館を受け皿にしていただきたいと考えています。将来的には藤久保地域(現在の藤久保出張所及び図書館付近)に複合施設をつくり、そこへ福祉機能も持たせようという考えもあります。	
竹	1	余熱処理施設について	温浴施設について、火力でごみ処理をする場合、ボイラーでスイミング等ができるのは良いと思うが、現状を鑑みると、火力発電で電気を起こした方がいいのではないか。 ボイラーができるそれだけの火力を発電に使わないのはもったいないと感じる。	担当課に確認します。	ふじみ野市と三芳町で整備します環境センターに附帯する余熱利用施設の熱源ですが、開業を予定している平成26年6月からはボイラーを使用し、平成28年4月の環境センターの稼働時からは、ごみの焼却炉から発生する熱を回収し、その熱回収施設からの熱エネルギーを温浴施設に利用します。
藤	1	ふれあいセン ターと余熱処理 施設について	ゴミ処理施設は健康センターであって、福祉センターではない。 ふれあいセンターもそんなに老朽化しているとは言えないので、残してほしい。 老人会として、集団で使うことができない。	町の老人福祉センターは、ふれあいセンターしかないのが現状。しかし、ふれあいセンターは老朽化しているため、使っていくためには、耐震診断・耐震補強をしないと使えません。財政的な負担も大きくなっています。必要であれば残さなくてはいけませんが、皆さんに何らかの負担をお願いすることはあるかもしれません。 別の答申としては、複合施設内(中央公民館と藤久保公民館)にそういったスペースを作っていきたいと考えています。ただ、今すぐにはできないので、落としどころを探しています。	
藤	1	ふれあいセン ターについて	ふれあいセンターはできてから36年。老朽化とは、 何をもって老朽化と言うのか。	耐震診断をしなくてはいけない時期に差し掛かってきています。平成20年度の公共施設の在り方に関する 調査でも、その段階で老朽化をしており、統廃合や民間委託という見解が出ています。現在、使えるかもし れませんが、安全面だけを考えた場合には老朽化の範疇に入ることになると思います。	
藤	1	入浴券について	お風呂券の配布枚数が減ったのはなぜか。	事業の仕分けで、住民の皆さんにも参加していただき決めたものです。他の自治体では、お風呂のない家に配布しているところが多いです。三芳の場合は、当初、働いている人の支援策でした。その趣旨から見直しを行った方が良いという指摘がありました。お年寄りが元気になるために使われているならば良いのですが、それだけではないという指摘もあります。財政も厳しい中、どうしても12枚出せないので半分にさせていただいたということです。	
藤	1	福祉バス券につ いて	福祉バス利用券の利用率などの統計は取っていないのか。	無駄と課題が多いのは事実です。事業の仕分け等もやってきましたが、全ての事業を見直すことはできな	地域福祉バス利用券の交付状況は、平成23年度41.4%、24年度40.3%となっており、利用率につきましては、平成23年度29.6%、平成24年度29.8%となっています。両年度とも、交付率が4割、利用率が約3割と低くなっているのが現状です。

藤	3	国民健康保険 料について	自営業で、国民健康保険料を払ってきている。年を取ってから使うことが多くなったが、過去にどれだけ納めた実績があっても、それがまったく活きていない。また、毎年支払いをしなくては使えないのではないかと不安になる。 払った分、あとで活用されるなどの制度があってもいいのではないか。 今の若い人は、払うだけ払って、もらえないという不安もあるのでは。	国民健康保険の財政は、現在厳しい状況にあります。今の制度が良いとは思っていません。国保は、広域化をすすめているところです。その広域化を進める中で、そういった問題も解決できたらいいと思います。	
藤	3	保育について		飽くまで民間の保育所なので、直接手を出すことはできません。そういった状況は把握し、お話はさせていただいています。公・民にそれぞれ良いところがあります。2つのレベルを同じにし、良いところを学び合うことが大切だと考えています。	
藤	3	ふれあいセン ターについて	ふれあいセンターの建て替えはどうなっているか。	ふれあいセンターについては、統廃合や民間委託という考え方があります。できれば、広域の施設や、中央公民館を代替利用していきたいと思っています。将来的には、富士塚の土地区画整理でつくることが予定されている拠点施設に老人のスペースを作りたいと考えています。まだふれあいセンターをいつ廃止するか等については決まっていません。	
藤		ふれあいセン ターについて	老人福祉センターは、民生委員も利用している。意 見を聴く機会の時期を具体的に示してほしい。		民生委員の意見聴取については、定例会等での機会に実施してい ければと考えております。
藤	5	ふれあいセン ターについて	ふれあいセンターは、多い時、40人以上が使っている。少なくても20人。ふじみ野市も利用することになると思うが、どのように利用振り分けをするつもりなのか。	まさに今、各団体からお聞きしたいと思っています。利用形態はまだ決まっていません。これから作ります。例えば、毎日必ず1室借りられるだとか、週に3,4日は仕切りを取って全部借りることができるであるとか。そのような形を、要望を聞いて、ふじみ野市と話し合いたいと思っています。それらの要望を満たすことが出来れば、ふれあいセンターをなくすこともできるのではと思っています。ただ、そこがはっきりしていないので、調整しているところです。	
藤	5	ふれあいセン ターについて	うことだが、月1回の楽しみ。慌てて壊すことはない のではないか。老朽化、というが、地震の時に使っ	全部が決まってからお話すると遅くなってしまうので、ある程度の方向性が見えた段階でこのように皆さんにお話しすることによって、今のようなご意見等がいただければ変えていくことができます。早めに情報を流して、皆さんのご意見をお聞きしていこうという趣旨です。ふれあいセンターに関しては、平成20年の段階で統廃合・民間委託という方針が出ていました。そういった方針があったため、耐震診断や耐震補強を行っていません。もし残すのであれば、そういったこともしていかなくてはいけません。 町としては、両施設の稼働で8,000万円支払わなくてはならなくなるため、ここを上手く活用してほしいと思っています。新しい地域拠点施設も使えるようにしていきたいと思います。ただ、もしかしたらまた違う結果になるかもしれないので、今、こういったことをしたいということをお伝えして、皆さんの意見を反映していこうと思っています。それを反映できない場合は、それはそれで考えなくてはいけないと思っています。	
藤	h	福祉バス券につ いて	福祉バス券について、使わない・使えない人も多く いる。クオカードにするなどということはできないの か。	交通空白地域の方は使いたくても使えない、ということもあります。新しい公共交通を導入するときに、福祉バス券も見直しをしようと考えています。そういった問題があることは認識させていただきますので、しばらくお待ちください	
藤	. n	子育て支援につ いて	こども支援が遅れている。公園などが無い。こども 支援にもっと力を入れてもらいたい。	町としては子育て支援に力を入れていきます。民間保育所3つ、公立保育所2つとなっていますが、公立保育所にも力を入れていきます。また、現在総合運動公園に隣接した所にグランド用地を取得して、子どもがスポーツできるような施設にしようと考えています。これについては、財政的なことがネックにはなるが、未来への投資ということで理解を得て進めていきたいと考えています。	

ä	<b>3</b> 1	ふれあいセン ターについて	費用対効果などで、ふれあいセンターを止めないで ほしい。	費用対効果をもって止める訳ではありません。ふれあいセンターを残していきたいが、厳しい財政状況下、今後どうするか考えています。ふじみ野市の温浴施設、複合施設などで代替できるのであればと考えています。新たなふじみ野市の温浴施設に対して、町から5,000万円、ふれあいセンター3,000万円の合計8,000万円が必要となります。また、ふれあいセンターを存続するなら耐震診断などが必要となってきます。どうしても必要なら検討していくと思っていますが、「あれもこれも」という訳にはいかないですし、今後は藤久保の拠点施設にもお年寄りが憩えるスペースを確保していきたいと考えています。何が一番良いのか、多くの人が納得していただけるものをと考えています。	
à	<b>ት</b> 1	ふれあいセン ターについて	ふれあいセンターの管理運営がおかしい。社会福祉協議会が管理運営するようになってから、管理運営がおかしくなった。社会福祉協議会が管理運営するようになって利用者が減っていった。このことについて調査したのか。	管理運営については、後日調査いたします。	平成20年度の利用者数14,172人に対して、平成22年度13,464人、△5.0%、平成23年度11,736人、△17.2%、平成24年度は11,927人、△15.8%ですが、平成22年度、平成23年度は、ふれあいセンターが3月中旬から4月末まで東日本大震災の避難所となったため、また平成24年度は、8月7日に発生した事故により8月末日まで臨時閉館したため利用者数が減少しました。なお、社会福祉協議会が管理運営してから年度に差がありますが14,000人前後の利用者があり、町が管理運営している時より増えている状況です。

<u>地</u>	域	テーマ	質問内容	担当課の回答
Ŧ	1	公園設備について	木の宮第三公園(多福寺交差点の角)に時計をつ けてほしい	現状を確認、調査し検討いたします。
1	1	公園設備について	公園ノールや小川か流れる公園など夏に士とも達    が泣し/波ぶる場所があると良い	公園プールの設置には、まず第一に広い公園用地を確保する必要があり、残念ながら、現時点での設置は難しいと考えられます。しかしながら、将来的には十分検討してまいります。小川が流れる公園につきましては、町には親水公園が無いため、都市計画マスタープランで水辺の公園を提案しています。また、井戸を設置して小川が流れる公園につきましては、災害時に井戸を活用できますので、今後の「公園づくり」の中で検討させていただきたいと思います。
菔	1	俣埜公園の整 備について	ていただける様に、また空き地に芝生を植え、ベン	ゲートボール場を午後、開放することについては、現在、ゲートボール場を当初から使用・維持管理していただいています藤久保第1区寿朗会に公園内行為許可事項として、他の団体が使用するときは、ご協力をお願いしますと伝えてあります。 とって他の団体が使用する際には公園内行為許可事項に従って使用後にコートの整備をして頂くことになっております。開放するとなりますと使用された方に、使用後の整備(ゲートボールができる状態に原状復帰)をお願いするようになります。藤久保第1区寿朗会と開放についての協議を進めて行きたいと考えています。 空き地に芝生を植え、ベンチを置いて憩いの場所に、という件については、今年度につきましては、ゲートボール場の西側空き地に複合遊具を設置し、園路の脇にベンチ2基を設置する予定です。また、今後、工種等の関連工事計画の中で、芝生、ベンチ等憩いの場所の設置について、別途検討したいと考えています。
蔣	2		藤久保二区集会所と公園併設の計画化の将来図 について	現段階では、藤久保第二区集会所と公園併設の計画はありません。
蔣	2	公園利用について	上記、公園設置関連で高齢者の憩いの場所や子供たちのボール遊びの場所が、他の行政連絡区と比較して極端に少ない。(区民より強い要請)	現在(仮称)富士塚公園がありますが、子供からお年寄りまでの憩いの場と子供たちが健全で健康な身体をはぐくむことが出来る場として暫定的に整備しました。この公園は、富士塚土地区画整理事業計画区域内に公園があるために、公園の位置、面積等が変わりますので暫定的な公園です。これから造られる公園については、今後、事業の進捗に合わせて地域住民の皆様のご意見等を伺いながら地域住民のふれあいやコミュニティ活動の拠点となる公園として整備を行いたいと考えています。また、現在施行中の藤久保第一土地区画整理事業の区域中で、藤久保小学校南西に2号街区公園として2,400㎡を計画しています。 公園の整備につきましては、平成24年度に「藤久保第一土地区画整理事業地区公園整備検討会」を立ち上げました。今後も住民の皆様の意見を十分反映させた公園づくりを進めて行きたいと思っています。
蔣	3	ドッグランの設 置について		ドッグランの設置の要望については、平成21年に請願が出されて以来、懸案事項として検討しております。具体的には、維持管理の問題(三芳町愛犬家協会などによる維持管理が可能であるか)、また、候補地の問題(適した広さや犬の鳴き声等が許される環境、できれば愛犬を連れて徒歩で通える場所、水道・駐車場の有無)など諸々の問題がございますので、一概に公園や子ども広場の中に併設するのは問題があると思います。他自治体のドッグランの運営方法等を見ると、管理者を置かず、利用者の責任において設置しているケースもありますので、そのような例を参考にしながら設置に向けての検討を進めていきます。
蔣	6	公園利用につ いて	で見劣りしている現状で、町はこのような施設に対 て見劣りしている現状で、町はこのような施設に対	ボールなどを利用して、スポーツを楽しむ公園の設置には、まず第一に広い公園用地を確保する必要があり、残念ながら藤久保第6区内では、現時点での設置は難しいと考えられます。 えられます。 ただし、平成24年度に「三芳町自然の森・総合スポーツ公園整備計画策定委員会」を立ち上げ、平成25年3月に整備計画についての答申が提出されました。その答申により、緑地公園東側に隣接する民間グラウンドを少年野球等のスポーツ活動やレクリエーション活動のグラウンドとして、特に少年・少女が広く利用ができるような提案があり、今後、民間グラウンド用地の取得もしくは借地について所有者と交渉を進めて行きたいと思います。

地	或	テーマ	質問内容	町長の回答	担当課の回答
Ŀ	2	公園整備について		町の運動公園について、総合スポーツ公園にすることを考えています。拡幅や隣接グラウンドの購入などを 考えています。昨年、答申が出たので、それに基づき調査をしています。財源は厳しいですが、未来への投 資として進めていきたいと思います。	
Ŀ	1	公園整備について	上富の第3公園に水道の設置をお願いしたい。子どもたちの手洗いや飲料水の確保ができればと思う。	以前にも同じ要望をいただいています。(周囲よりトイレについても出ていたとの声あり)担当課へは調査を 指示しているので、再度確認します。	簡易的な手洗い場の設置を検討していますが、当子供広場は借地につき、地権者の了解が必要となります。また、水道管取出し工事費、水道接続加入金、下水道管取出し工事費、舗装本復旧費等の金銭的な面も含めて、比較計算をし対応していきたいと思います。
Ŀ	1	公園整備について	木ノ宮地蔵のトイレについて、多福寺と協力するなど、改善してほしい。祭りの際に、吸い込みがすぐいっぱいになってしまう。何年も前から要望している。	町としても多福寺の森公園という構想があります。町内で大きな公園を造るとしたら、多福寺、総合運動場、 こぶしの里が考えられ、多福寺とも相談していますが、檀家さんのご意見調整も必要となり、止まっていま す。整備計画はもっているので、できる範囲でやっていきたいと思います。	
藤	2	富士塚公園について	富士塚公園が、区画整理後、面積が減るという話を 聞いたが本当か。今の面積のままの公園にしてほ しい。	富士塚土地区画整理は、地権者の皆さんと相談して作成した図面のとおり申請しており、現状のまま残すことは難しいと思います。ただし、公園は2箇所になります。	
藤	2	公園整備について	町の公園が少ないうえに小さい。樹木もないため、 木陰ができない。	区画整理の中にできる公園については、憩いの場を作っていきたいと考えています。 大きな公園については、多福寺の森公園、総合運動公園、こぶしの里についての整備を考えています。	
藤	4	遊休農地について	遊休農地をもっと活用したらどうか。	そばの栽培が盛んに行われており、そば生産量が県内一位となっています。今年度は、ふじみ野市蕎麦商組合と地産地消と食育を進める新たな試みとしてそば栽培体験を実施してます。三富新田の循環型農業にも価値がありますので、世界農業遺産の研究を進めています。	
藤	6	公園整備について	去年公園に砂を入れてもらったが、リサイクルの砂であった。砂は川砂をお願いしたい。	担当に確認し回答いたします。	公園内の砂場の補充については、川砂を使用しております。公園 敷地の整地の為の砂につきましては、財政事情等により、再生砂 で対応させて頂いているところですので、ご理解の程お願いしま す。

<u></u> <u> </u>	也域	テーマ	質問内容	町長の回答	担当課の回答
上	3	(仮称)地域拠点 施設(学校給食センター併設)について	給食センターに一括調理とあるが、アレルギーへの対応はどうなっているか。	アレルギーに関しては、個別に対応をしています。	
北	1	(仮称)地域拠点 施設(学校給食センター併設)について	これまで高齢大学などで中央公民館を利用してきたが、新施設の建設が当初よりも1年間延びたのはなばか。	給食センターと公民館の建設問題を、複合施設として一緒に建設することで解決しました。複合化することでメンテナンス費用が抑えられるなどのメリットもあり、他の公共団体でもこのような取り組みが行われています。しかし、複合施設ということで、住民の皆さんや議会へのご説明、ご理解をいただくこと、また2つの施設を同時に建設するということで、工期的な問題があり時間がかかってしまいました。	
藤	1	施設(学校給食セ	のか。 また、予算として計上されている設計料1,449万と	分かり易くするために「中央公民館」という名称は使っていますが、地域拠点と言うことで位置づけ、名称はまだ決まっていません。議会での採択を尊重し、議論はこれからです。建物を建てるときは2回設計するのですが、最初のものが、どういったものを作るかの基本的な設計で、後者は細かい部分の設計です。	
藤		芸術文化懇談 会について	文化芸術のまちづくり懇談会はいつやるのか。	何人か人選していただいて、お願いしているところです。ただ、そこだけで決めるのではなく、皆さ んのご意見もいただきたいと思っています。	
藤	2	学童について	学童への迎えの車で、交差点が危険箇所となって いるが、対策は。	(学童保育室長) 駐車禁止についてはお知らせし、公民館に駐車するようにしていただいています。また、職員も見つけ次第注意をしていますが、更に徹底していきたいと思います。	
藤	2	(仮称)地域拠点 施設(学校給食センター併設)について	給食の廃棄で肥料を作っている自治体があるが、 そういったことを検討してはどうか。	新施設での堆肥施設の検討を行っています。	給食残滓を堆肥化して食の循環を実践する菜園を設置することも検討していましたが、現在進めている実施設計では、脱水して減量化を図ることとしておりますので、堆肥化施設の計画はありません。
藤	3	公民館使用料 の有料化につ いて	公民館使用料の有料化はいつ頃からやるのか。ま	地域拠点施設の開館に合わせて決めていきたいと考えています。減免基準は、現段階では未定です。 ただし、財政硬直化という現状もあるので、その点についても考慮しながら決めていきたいと思っています。	
藤	3	(仮称)地域拠点 施設(学校給食センター併設)について	(仮称)地域拠点施設(学校給食センター併設)の供 用開始はいつからか。	平成27年4月を予定しています。	
藤	4	公氏貼設備に	新しくできる(仮称)地域拠点施設(学校給食センター併設)にはキッチンスタジオがあるが、竹間沢公民館にも調理室がほしい。	研究します。	建設当時は保健センター調理室を一般開放していたこともあり、竹間沢公民館については陶芸窯を配備し差別化を図っています。しかし簡易的な調理のスペースは必要とされ、図書室にシンクとコンロを配置しました。その後、消防署の指導により撤去しました。現在ではイベントなどで屋外を利用して煮炊きをしている現状であります。残念ながら館内に調理室の設置は難しいと考えます。
み	'	(仮称)地域拠点 施設(学校給食センター併設)について		現在基本設計が終わり、実施設計に入っています。当初はキッチンスタジオが大きかったのですが、スペースを2つに分けて1つをキッチンスタジオ、1つは学習スタジオにしました。	

み 1 (仮称)地域拠点 施設(学校給食センター併設) には、公民館運営審議会などの意見や要望などを聞きながら進めてきました。	
--	--

産業・観光

## 【懇話会開催にあたり事前に頂いた質問・意見】

	地域	テーマ	質問内容	担当課の回答
á	<b>⅓</b> 1		町内から企業の撤退が散見されるが、企業の誘致対策はあるのか。	平成24年度より、町長が自ら事業所訪問をして、運営状況や雇用状況を確認する中で企業の定着を図っています。また、平成24年度より三芳町地域経済活性化懇談会を設置し、地域産業を担う方々17名が参加して、企業誘致、企業留置等について意見交換を行っております。本年度末には、懇談結果を報告する予定です。今後につきましても、企業、埼玉県、商工会、工業会等の情報を得ながら企業誘致、留置の対策を調査・研究してまいります。また、三芳スマートICのフル化の整備により、企業誘致、留置のチャンスが生まれると考えております。スマートIC周辺には市街化調整区域にもかかわらず、開発が進み、倉庫や資材置き場が多く立地する場所があります。こうしたエリアの土地利用方針を見直し、スマートICへのアクセス向上に加え、開発条件の向上も図ることにより、企業留置や新たな業種の流入による企業誘致に期待を寄せているところです。

:	地域	テーマ	質問内容	町長の回答
藤	4	今後の町の産 業について		地域経済活性化懇談会を設置し、検討しています。土地利用の見直しやスマートICについても検討しており、企業の方に残っていただけるような政策を進めています。地 震に強い地盤であることなどから、上富に約7万㎡の物流拠点施設が建設されています。
藤	5	土埃対策につ いて	農家に補助をするなどし、土埃対策をすることはで きないのか。	景観作物として補助することによる対策など、なるべく土埃が立たないようにしていきたいと思います。

j	也域	テーマ	質問内容	<b>出来の「日本」とは、「日本」には、「日本、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には、「日本」には</b>
Ŀ	2	小家電の収集について	どこまでが小家電なのか。又は大きさはどの位までなのか教えていただきたい。	大きさについて特に規定はないですが、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の家電4品目以外の小型の家電製品です。 電源や充電器、電池を使用する製品で、家庭ごみの正しい分け方・出し方・日程表に掲載してあるように、デジカメ・ビデオカメラ・電卓・掃除機・リモコン・携帯電話等の小型 家電全般です。
藤	3	野良猫の駆除について	最近、ますます野良猫の数が増えて、このままにしておきますと、かなりの数にふくれ上がります。数件の苦情もあり、子供さんがノイローゼ気味になっている例もあるそうです。つきましては、このような事	埼玉県動物指導センターでは、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律などの関係法令に基づいて、窓口で猫(及び犬)の引き取り(原則持ち込み)を行うとともに、保健所収容犬や引き取った猫の殺処分などを行っています。ただし、猫の捕獲や駆除は行っていません。また、県では、やむを得ない事情で飼うことのできなくなった猫や犬(犬は原則保健所で引き取っています。)、所有者や管理者が不明な猫(ただし、自活可能な野良猫は除く)について、引き取っています。 町の指導は、町のホームページの中で「猫の飼育」「ペットについてのご相談は」で情報発信を行っています。今後も広報等により、猫の飼い方についてのPR活動を積極的に行っていきます。

<u> </u>	域	テーマ	質問内容	町長の回答	担当課の回答
上	3	(仮称)ふじみ野 市・三芳町環境セ ンターについて	ごみ処理センターは、富士見市は入らないのか。	ごみに関しては、富士見市は志木市と共同で行っています。	
上		不法投棄について	関越道(三芳PA周辺)のエスラインギフの裏や関越 道の下のゴミが多い。対策が必要だと思う。	不法投棄のスポットになっているため、パトロールの実施や看板を設置しています。外から来た人にきれいな町と思っていただくためにも、改めてパトロール回数を増やすなど対策をとっていきたいと思います。	町では、町内のパトロール実施や不法投棄禁止看板等の設置にて対応をしていますが、未だ、不法投棄は後を絶ちません。今後も東入間警察と連携を図り、パトロールの回数を増やすなどして対応していきたいと思います。
Ŀ	1		資源ごみの回収方法について、回収業者でないも のによる回収が後を絶たない。何か対策を講じてほ しい	担当課に協議して対応させます。	資源ごみ収集日に回収業者でないものによる回収については、町でもその対応に苦慮しているところです。平成15年度から21年度の間、古紙抜き取り巡回監視業務を実施するなど、回収日において警備業者に集積所の見回りを委託してきました。現在は、職員の巡回により対応していますが、依然として抜き取り行為が発生している状況です。住民の方と直接回収業者でない人とのやり取りは、非常に危険があります。ご利用いただいているごみ集積所で抜き取り行為を見かけた場合は、犯罪行為のためごみ集積所の位置・年月日・何時頃について、役場環境課又は警察に連絡をしていただくようお願いします。
北			自宅のヘビの処理を役場職員が行ってくれた。スズ メバチなどの害虫についてはどこに連絡すればよい か。	環境課が対応いたします。スズメバチについては、職員又は業者が対応します。	
藤		電気自動車の 導入について	世界農業遺産を見据え、町づくりの一環として電気 自動車を増やしていってはどうか。電気自動車の町 としても注目を浴びられるのではないか。	今後、電気自動車についても視野に入れて検討していきたいと思います。	
藤	3	動物の処分について	猫は捕獲すれば処分してもらえるのか。どこに持っていけば良いのか。 →愛護法がある為、罪になる可能性も。	迷惑しているという話もあるので、線引きをしなくてはいけないと考えます。	犬については、狂犬病予防法に基づき保健所での捕獲は可能ですが、猫については 法律根拠がないため、また捕獲については、野良猫か飼い猫かが判断できないために 難しい状況にあります。 猫の引き取りについては、埼玉県動物指導センターで自活可能な野良猫を除き、原則 持ち込みで、所有者、管理者が不明な猫について引き取りを行っています。

地域	テーマ	質問内容	担当課の回答
竹 1	都市計画道路について	昨年、都市計画道路(竹間沢・大井・勝瀬通り線)竹間沢地区の進行状況、今後の見通しの件で質問したところ、今のところ整備計画はなく、道路整備だけでは難しいため区画整理事業と一緒に検討していくとの町長の答弁でした。 今回は、計画されている土地所有者の方にも集まっていただき、町長との意見交換ができれば良いと	竹間沢・大井・勝瀬通り線につきましては、ご存知の通り、三芳町を南北に縦断する都市計画道路で、将来的には三芳町の道路交通の主要な幹線道路になるべきものであり、担当課としても何とか早急に整備を進めたい考えではありますが、いかんせん町内整備済み延長が37.5%程度で、竹間沢地区以外の未着手部分も相当分残っております。また、その他の都市計画道路の整備計画もございますし、もちろん三芳町の予算の都合もあります。よって各区個別に整備計画を考えるというよりも、三芳町全体を見渡した都市計画の中で、優先順位をつけて整備を進めて行くという形になってしまうことをご承知して頂けたら有難いです。現在は、藤久保の市街化区域内部分の整備(用地交渉等)を優先的に進めているところであります。また現在の土地基盤整備としては、北松原、藤久保第一、富士塚と3つの土地区画整理組合の事業が施行中であります。これからの考え方としては、これらの事業が終了した後に、竹間沢地区の都市計画道路の整備に取り組んで行きたいと思います。なお、事業開始の際には、地元の意向調査や全体説明会などを始めとして、100%、地権者の皆様の同意を得たうえで事業着手したいと考えております。また事業の方法ですが、区画整理によるもの、用地買収による街路事業、沿道区画整理の事業などがありますが、それぞれ一長一短がございますので、政策部門と調整しながら検討してまいりたいと思います。
藤 2	土地区画整理事業について	藤久保第一土地区画整理区画公園(2号画区公園)しまむら裏駐車場について	今年度は第2保育所の耐震工事のため、第1保育所を代替施設として使用しております。その関係で、現在は臨時的に第2保育所の職員の自動車が25 ~26台程、当該公園用地を駐車場として使用しております。駐車場の目途が立ち次第、公園の整備を早急に進めてまいります。
藤 2	土地区画整理事業について		富士塚土地区画整理事業につきましては、平成25年2月5日に県知事より組合設立の認可を得まして現在、換地設計を行っている状況であります。そして7月に仮換地(案)を権利者に提示し、その後調整を行いまして9月末頃に将来換地されます土地の位置、範囲を指定する仮換地指定を行う予定であります。仮換地指定が予定どおりなされますと11月頃より、一部(区域の東側エリアの富士塚公園付近の)区画道路の築造工事に着手したいと聞いております。 また、都市計画道路鶴瀬駅西通り線につきましても仮換地指定後、計画道路上にあります建物等について権利者と移転補償交渉を始めることとなります。なお、富士塚土地区画整理事業の終了予定年度は、平成30年度を見込んでいます。

	地域	テーマ	質問内容	町長の回答	担当課の回答
ŕ	<b>ፓ</b> 1	都市計議連路 (竹間沢・大井・ 勝瀬通り線)に	部分は、既存の道を広げるような都市計画道路の計画で良いのか。 竹間沢・大井線は、S47.11に区画整理前提での施 行については同意するとしたが、どうすればいいの	企業やマンションの立ち退きのタイミングに合わせ、少しずつ用地を買収し、駅から国道254号線に抜ける道を広げていきたいと思っています。 都市計画道路の計画を作った当時と社会情勢も変わってきており、他の自治体でも、見直しをしているところや見直しをしたいが、計画が残ってしまっているところがあります。都市計画道路をしっかり作っているところは、区画整理事業として行っています。道路整備だけでなく、土地区画整理と一緒に、富士塚土地区画整理が平成30年に終わる予定なので、その後、竹間沢と考えています。その為、今からお話ができれば良いと考えています。	
fτ	<b>f</b> 1		富士見市は、竹間沢・大井・勝瀬通り線についてど う考えているのか。	政策としては考えていないようでした。町としてのプランを持った段階で要望を出していきたいと考えています。	
ή	† 1	都市計課道路 (竹間沢・大井・ 勝瀬通り線)に ついて	みずほ台駅方面から降りてきている道と繋がるの か。	繋がる予定ですが、富士見市は計画が進んでいないという話をしていました。	

#### 都市計画

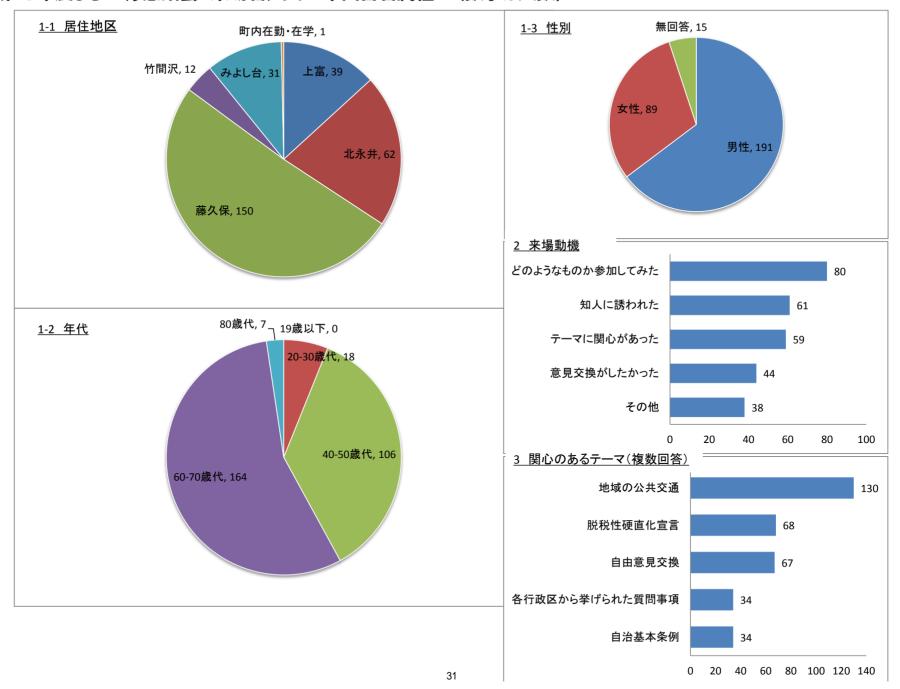
	竹 1	都市計課道路 (竹間沢・大井・ 勝瀬通り線)に ついて	針ヶ谷との谷間部分について、どうなっていくのか。	事業が始まれば、道路も整備していくのですが、現在はまだ計画段階となっています。	事業計画が決定してから、現地調査を実施していくこ とになります。
j	藤 6	将来の人口動態について	三芳町の人口規模をどうしていこうと考えているのか。住宅街を作り増やしていきたいのか。	人口に関して今後右肩上がりで伸びていくのが難しいと考えています。今後藤久保第1区画整理、北松原区画整理、富士塚区画整理で2,300人の増加を予定しており、これらの区画整理が完了したら、例えば駅に近い竹間沢の区画整理も考えていかなければならないと考えています。人口に関しては、第5次の総合振興計画の中で定めていきたいと考えています。	
•	み 1	町の都市計画について	今後市街化調整区域をどうしていくのか。	便利な生活と心豊かな生活を送るには、自然環境・生物多様性が必要です。 調整区域については、土地利用の見直しを通して、守るものは守る、開発するところは開発すると いう形でやっていきます。	

#### 上下水道

# 【懇話会開催にあたり事前に頂いた質問・意見】

	ず テーマ	質問内容	担当課回答
藤	1 江川の暗渠化 について	とし、非常の際には緊急車両も通行できるようにし	藤久保第1区の生活道路については、ほとんどの路線が狭く、災害が発生した場合の緊急避難通路の確保を考えますと、三芳町の管理する水路部分に 蓋を架け、緊急避難通路とすることも視野に入れ研究したいと考えています。ただし、その場合においては、水路沿線のプライバシーの考慮、また、防犯 上の配慮もしなければならないと考えられます。 なお、富士見市側については、折衝して行きたいと考えております。

#### 平成25年度まちづくり<br/> 懇話会 来場者アンケート回答者属性 (数字は人数)



# 脱財政硬直化宣言

三芳町緊急行財政対策プラン

~健全な財政を目指して~

平成25年度三芳町まちづくり懇話会

## I 財政の状況 ①

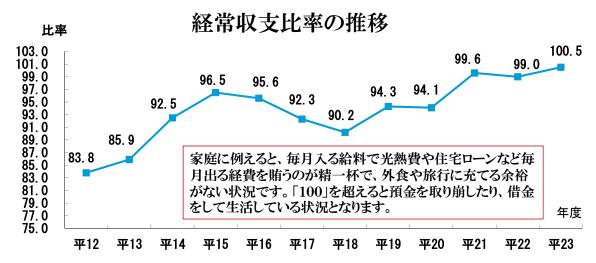
#### 財政力指数

#### 財政力指数の推移 指数 1. 280 1.252 1. 242 1.260 1.220 1. 240 1.210 ◆ 3ヵ年平均 1. 220 1. 241 1.200 1. 210 ┣ 単年度 1. 215 1.180 1.159 1.194 1.160 1. 153 1.140 1.157 1. 120 1. 101 1.100 1.070 1. 110 **1.091** 1.080 1.060 1.023 1.065 1.040 <u>•</u> 1. 033 1.051 1.005 1.020 1.030 1.028 0.996 1.004 1.000 1.019 年度 0.980 平12 平15 平16 平17 平18 平19 平20 平21 平22 平23

財政力指数は、財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力(税収等)で調達できるかを表しています。**指数が「1」を下回ると、「財源不足団体」となり、**国から普通交付税が交付されます。三芳町は、平成13年度から12年間連続で、「不交付団体」です。

### I 財政の状況 ②

#### 経常収支比率



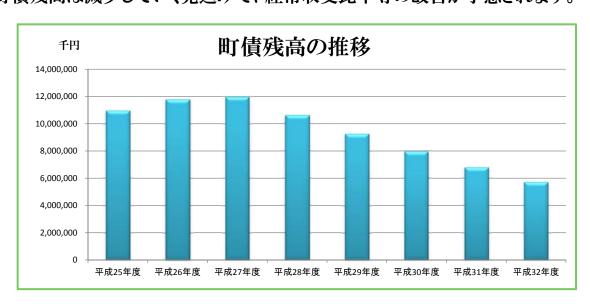
経常収支比率とは、自治体が自由に使えるお金のうち、人件費や借金返済に充てる公債費など、支出が避けられない必要な経費が占める割合です。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示します。

平成25年度三芳町まちづくり懇話会

2

## I 財政の状況 ③

広域ごみ処理施設建設事業、地域拠点施設(学校給食センター併設)建設事業、保育所耐震補強工事などの大型事業により、借入が続きますが、平成27年度をピークに町債残高は減少していく見込みで、経常収支比率等の改善が予想されます。



#### Ⅱ現状の取組み及び基本方針

#### 現状の取組み

- ◎ 事業の仕分け
- ◎ 公募補助金制度
- ◎ 町長給与30%カット ◎ 副町長・教育長給与15%カット
- ◎ 行政評価トータルシステムの構築 ◎ 公共施設ストックマネジメント計画

さらなる行財政改革を推進し、健全な行財政運営の構築

#### 基本方針

位置づけ	• 第4次行政改革大綱の行動計画
計画期間	• 平成25・26年度の2か年
目標	・経常収支比率を平成26年度決算で96%以下に
重点方針	・財政危機の認識・現実性、実効性のある対策など

平成25年度三芳町まちづくり懇話会

#### Ⅲ具体的な取組 ①

#### 1新たな財源の確保

受益者負担の原則の徹底など(手数料・使用料の見直し等)

#### 2人件費の見直し

職員給与や議員報酬等の見直しなど

#### 3職員の定員管理と組織のスリム化

平成26年度職員採用の見送り 事務の集約とアウトソーシングなど

#### 4財産管理の適正化と公の施設

老朽化施設の統廃合 賃貸借施設の精査と見直しなど

#### 皿具体的な取組 ②

#### 5契約

適正な設計価格の積算と競争の導入 町内NPOの活用など

#### 6 扶助費の見直し

健康づくりの推進 各種助成金の見直しなど

#### 7補助金の見直し

新たな審査基準の適用 政策的補助金の見直しなど

#### 8 その他徹底的な無駄の排除

一般事務費の削減 備品購入、負担金の制限など

平成25年度三芳町まちづくり懇話会

6

### 職員給与の削減

<u>厳しい財政状況</u>及び国家公務員の給与減額支給措置 を踏まえ、町職員の給与を平均5.67%削減する。

- ① 手続等 6月定例議会に「三芳町職員の給与の特例に関する条例」を上程 ⇒ 総務常任委員会へ付託され、継続審査へ
- ② 実施期間 平成25年7月1日から平成26年3月31日
- ③ 対象職員 全職員 302人 平成23年1月から実施している、町長30%、副町長・教育長15% の給与の減額についても継続する。
- ④ 減額内容 **②給与削減額** 6,942万円 (1人あたり年間削減額 22万9,868円)
  - ◎減額率 課長 9.77% 副課長~主任 7.77% 主事以下 4.77%
  - ◎ラスパイレス指数 98.5

(国家公務員給与を100とした場合の給与水準を示した指数)

# ご清聴ありがとうございました。

#### 本日の説明内容についての連絡先

三芳町役場 4階 政策推進室 政策推進係

電話番号:049-258-0019(内線422·423·424) メールアドレス:seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp







# 地域の公共交通について

公共交通についての ご意見を聞かせください

1

# 公共交通に関するこれまでの取り組み

#### 平成22年度

住民意識調査 町に住み続けたくない理由 第1位「交通が不便」

### 平成23年度

- ・政策研究所公共交通プロジェクトチーム設置
- ・交通空白地域の把握

#### 平成24年度

- · 先進自治体視察
- ・公共交通を取り巻く現状の調査研究
- ・全町アンケート実施

# 公共交通のポイント

- 交通弱者の移動の足を確保
- ・全町的な公共交通システムの構築
- ・既存の公共交通機関の運行サービスの向上

3

# 公共交通の手法① ~住民の移動の足をどのように確保するか~

<コミュニティバス>





- ・路線バス(定時定路線)で運行
- 小型の車両を用いて狭い道路を走行

# 公共交通の手法②

### ~住民の移動の足をどのように確保するか~

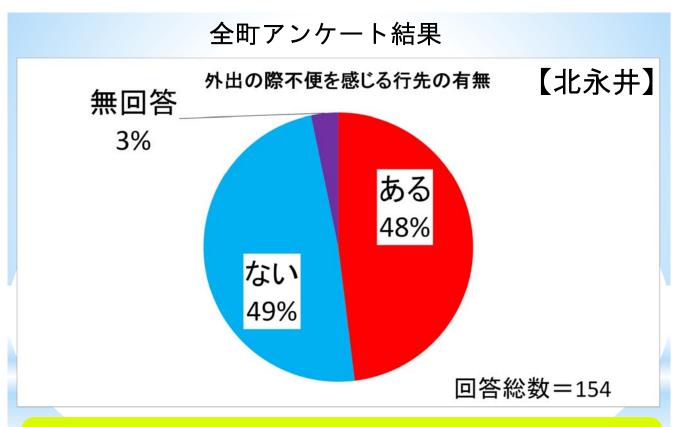
### <デマンド交通>



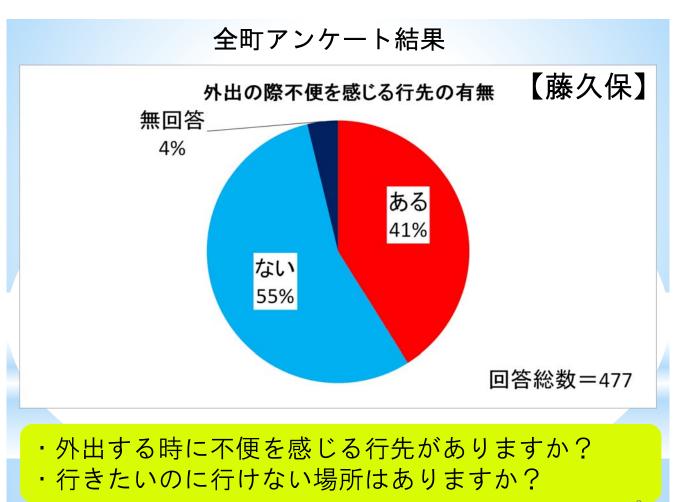


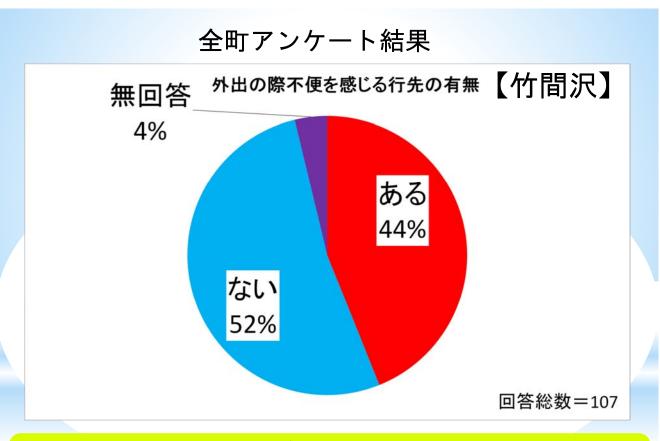
- ・利用者の有無や要請に応じて運行
- ・路線バスのように路線や運行時間は決まっていない
- ・運行形態は様々であり、共通乗降場などを設け、 「ドア t o 共通乗降場」を運行するものもある。

・行きたいのに行けない場所はありますか?

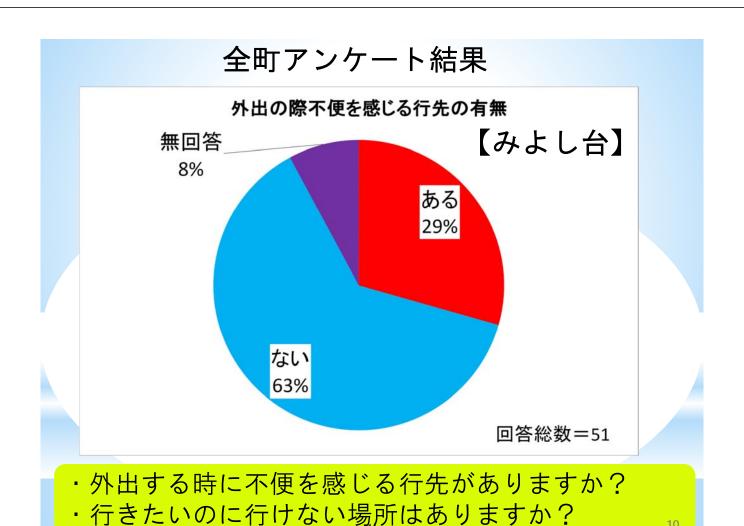


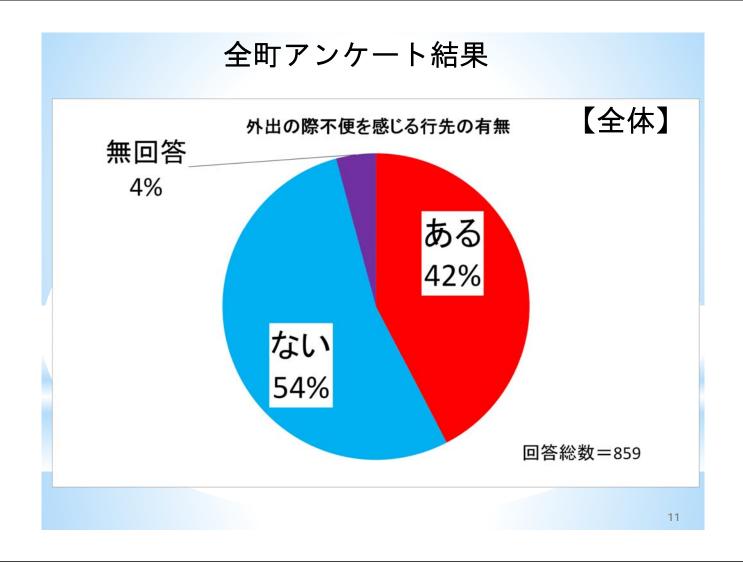
- ・外出する時に不便を感じる行先がありますか?
- ・行きたいのに行けない場所はありますか?

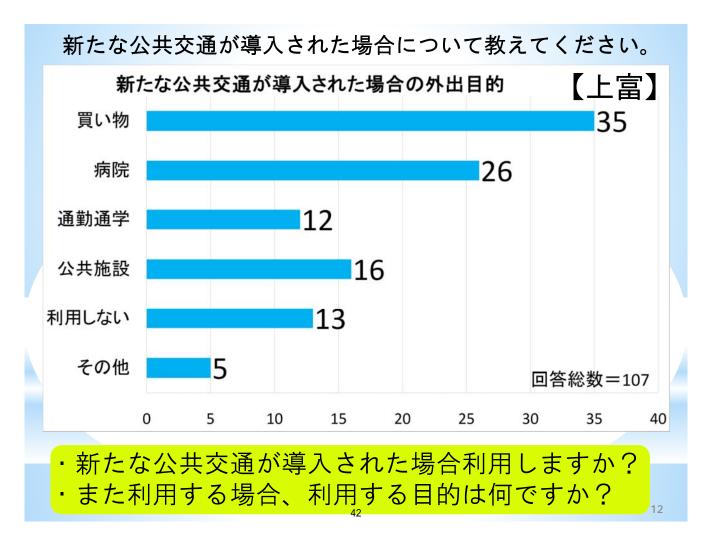


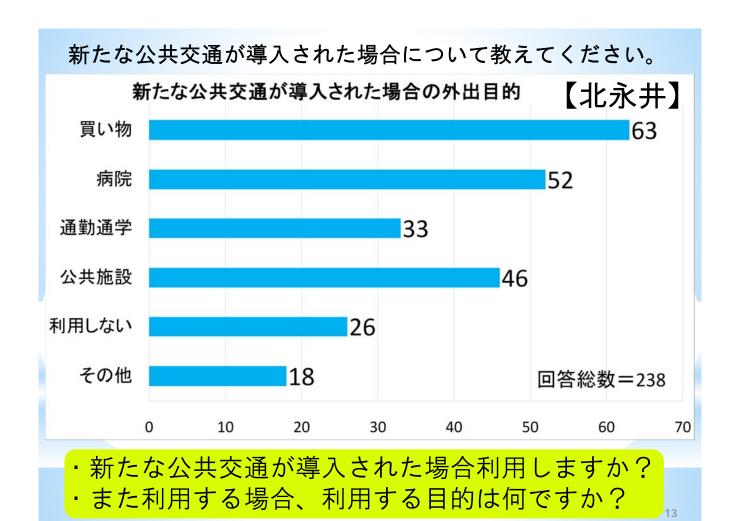


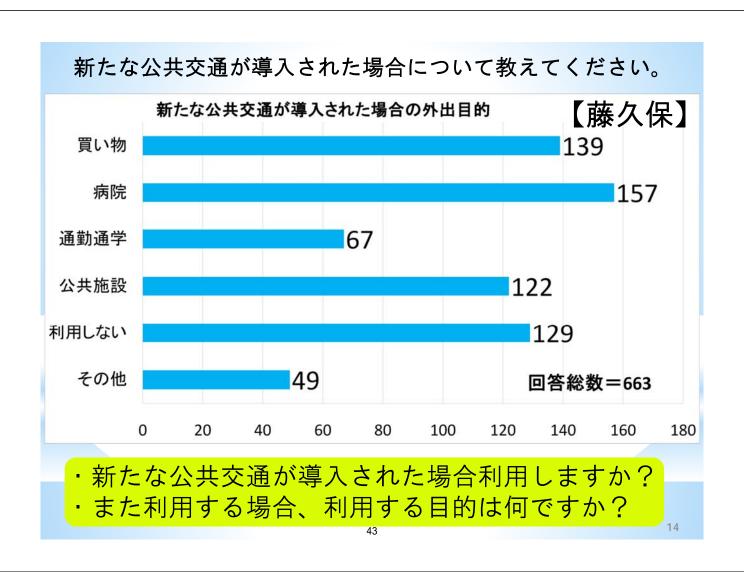
- ・外出する時に不便を感じる行先がありますか?
- ・行きたいのに行けない場所はありますか?



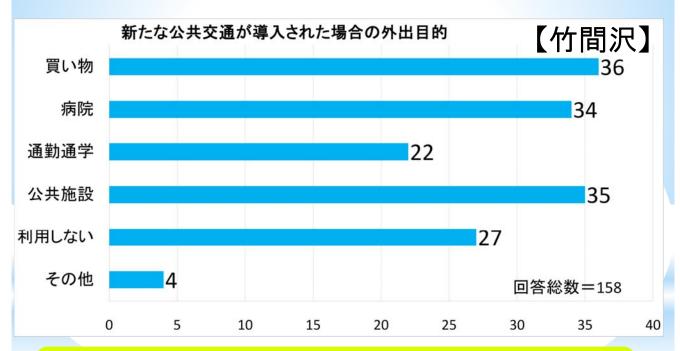








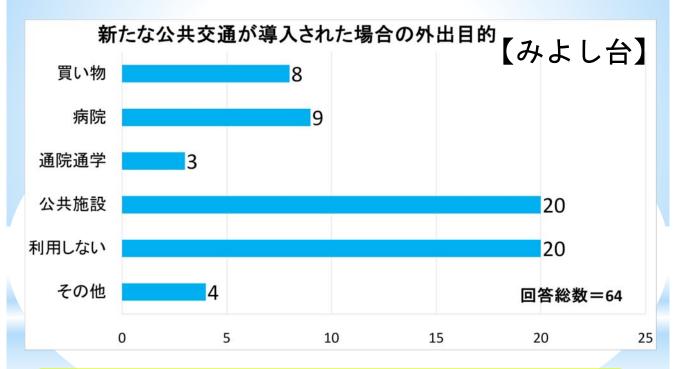
### 新たな公共交通が導入された場合について教えてください。



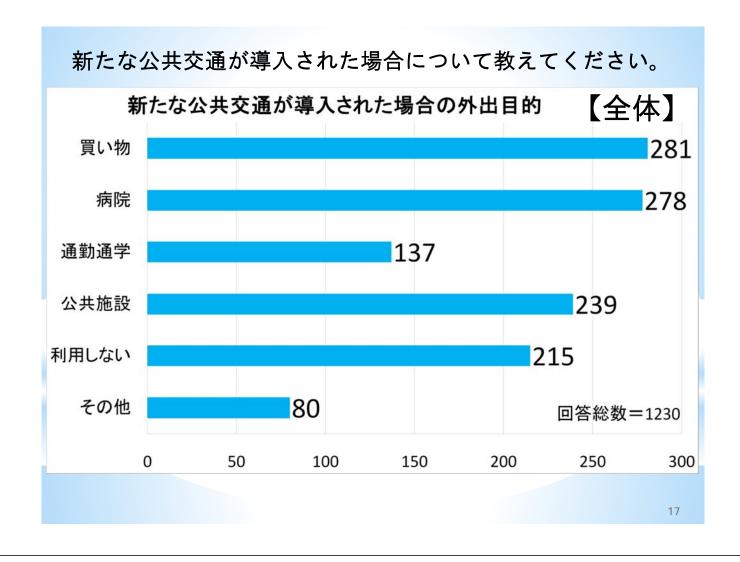
- ・新たな公共交通が導入された場合利用しますか?
- ・また利用する場合、利用する目的は何ですか?

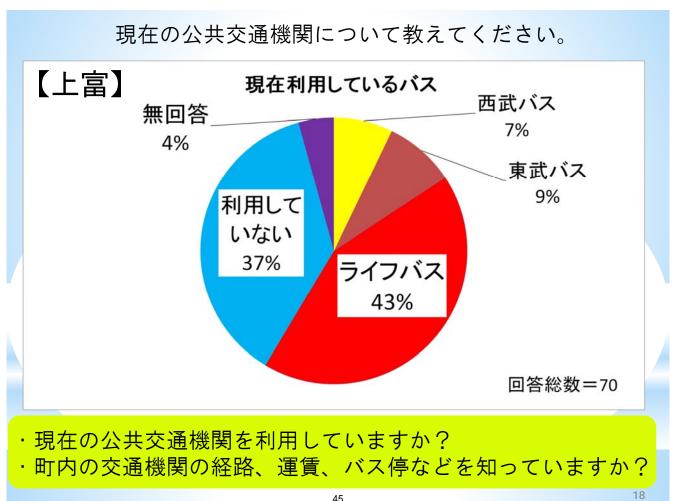
15

### 新たな公共交通が導入された場合について教えてください。

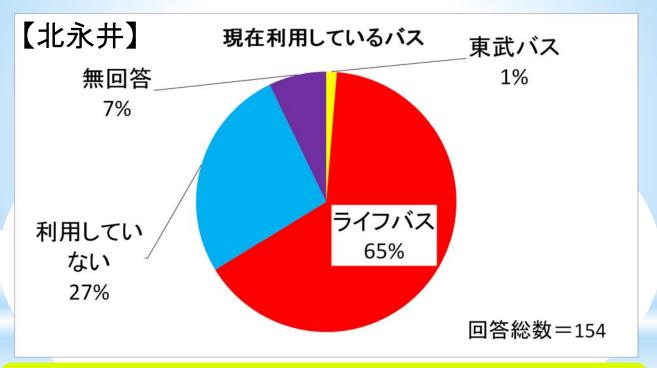


- ・ 新たな公共交通が導入された場合利用しますか?
- ・また利用する場合、利用する目的は何ですか?



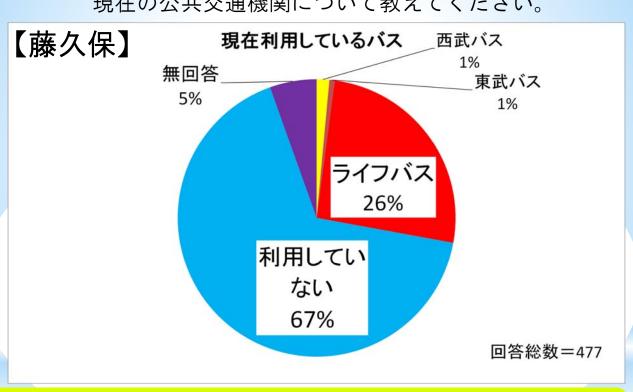






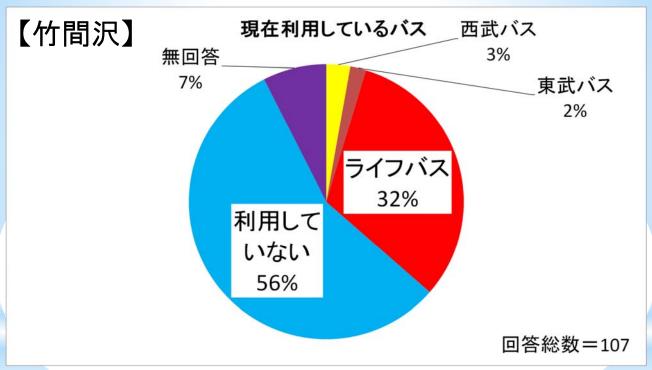
- ・現在の公共交通機関を利用していますか?
- ・町内の交通機関の経路、運賃、バス停などを知っていますか?

#### 現在の公共交通機関について教えてください。



- ・現在の公共交通機関を利用していますか?
- ・町内の交通機関の経路、運賃、バス停などを知っていますか?

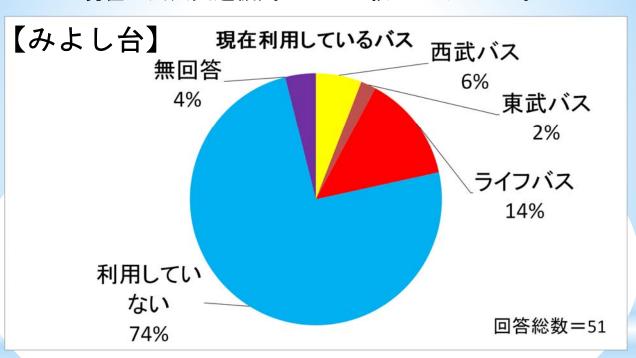




- ・現在の公共交通機関を利用していますか?
- ・町内の交通機関の経路、運賃、バス停などを知っていますか?

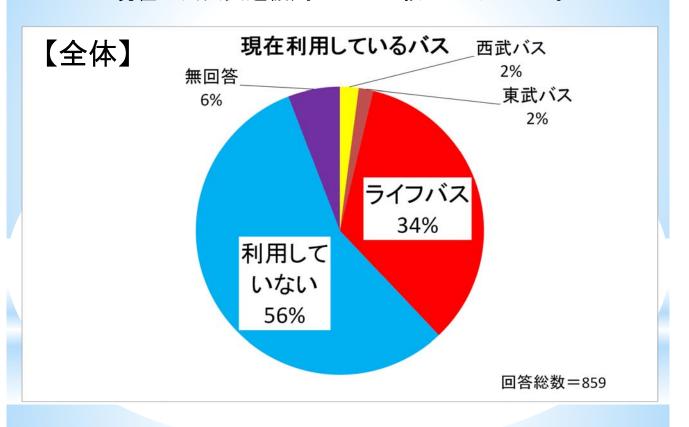
21

#### 現在の公共交通機関について教えてください。



- ・現在の公共交通機関を利用していますか?
- ・町内の交通機関の経路、運賃、バス停などを知っていますか?

#### 現在の公共交通機関について教えてください。



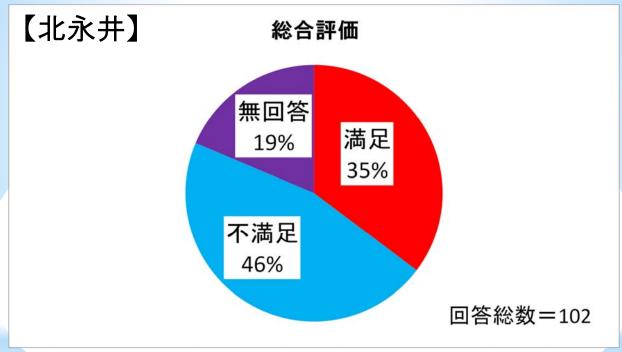
23

#### 現在の公共交通機関について教えてください。

# 【上富】 総合評価 満足 無回答 29% 29% 不満足 42% 回答総数=41

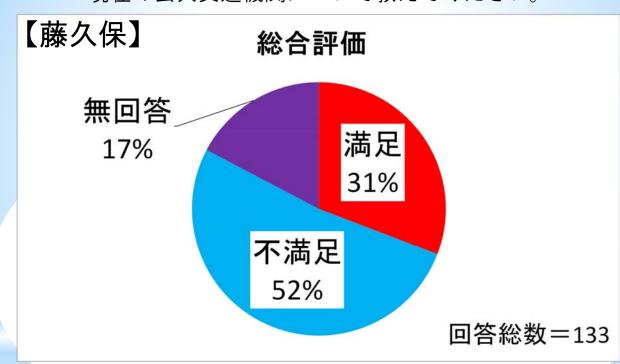
- 現在の町内の公共交通機関の総合評価を教えてください。
- ・現在の公共交通機関の運行本数、運賃など運行サービスはどう ですか?



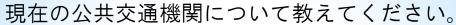


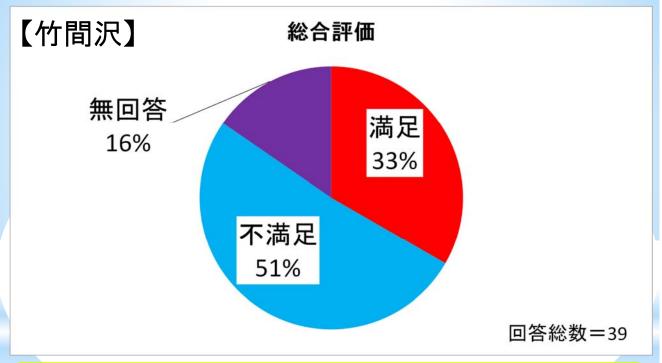
- ・現在の町内の公共交通機関の総合評価を教えてください。
- ·現在の公共交通機関の運行本数、運賃など運行サービスはどうですか?





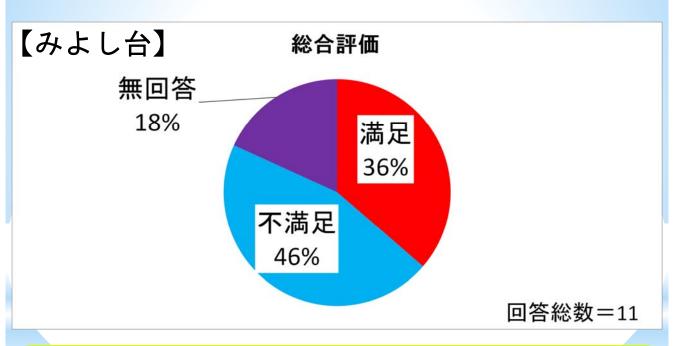
- ・現在の町内の公共交通機関の総合評価を教えてください。
- ·現在の公共交通機関の運行本数、運賃など運行サービスはどうですか?





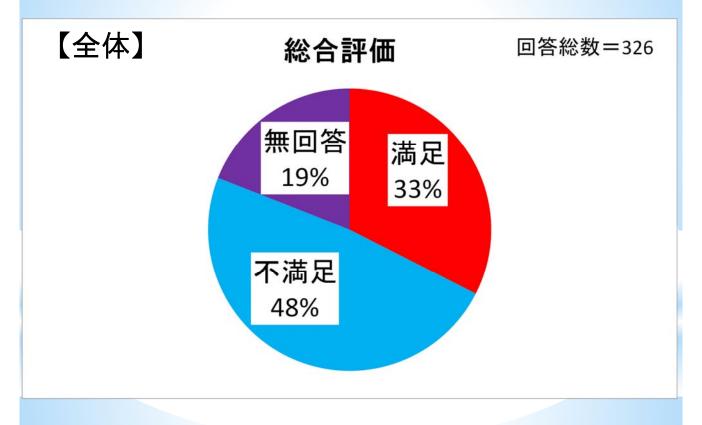
- ・現在の町内の公共交通機関の総合評価を教えてください。
- ·現在の公共交通機関の運行本数、運賃など運行サービスはどう ですか?

現在の公共交通機関について教えてください。



- ・現在の町内の公共交通機関の総合評価を教えてください。
- ·現在の公共交通機関の運行本数、運賃など運行サービスはどうですか?

現在の公共交通機関について教えてください。



# 公共交通に関する今後の予定

#### 平成25年度

- ⇒試行運転に向け準備検討を行います
  - ・公共交通プロジェクトチームによる試行運転案の作成
  - ・まちづくり懇話会や高齢者団体へのヒアリングなどにより 町民の意見を反映
  - ・交通審議会などから町民意思の反映
  - ・協議会立ち上げ
  - ・平成26年度当初予算に試行運転の予算計上

### 平成26年度秋頃

⇒試行運転を実施します

### 平成27年度以降

⇒本格運行を予定しています



本日は公共交通に関するご意見ありがとうございま した。

本日のいただいたご意見を参考に、町民ひとりひとりが「自分たちの公共交通」という思いをもてるものを作っていきたいと思います。

### 本日の説明内容についての連絡先

三芳町役場 4階 政策推進室 政策推進係

電話番号:049-258-0019(内線422:423)

メールアドレス:seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

#### 平成25年度まちづくり懇話会共通テーマ

# 自治基本条例について

# 1. 三芳町を取り巻く状況

地方分権一括法(平成12年) 地域の課題の多様化 自治運営の高度化 自主自立の道を選択(合併協議の終了) 各種法令における自治体委任の進行

地方自治体が自らの責任で、自ら決定していく時代

住民が主役のまちづくりが重要

## 2. 三芳町協働のまちづくり条例との関係は?

#### 平成20年 協働のまちづくり条例施行

「協働のルール」「情報共有」「住民が主役」「住民参加の機会均等」 「住民と行政の役割分担」「対等なパートナー」など

まちづくりの一つの手段としての「協働」 住民自治実現への基盤づくり



#### 】 発展

#### まちづくり全体に関する基本方針が自治基本条例

住民自治の実現に向け、より幅広く条例に定めたもの

(例)住民・行政・議会の役割と青務 町の将来ビジョン策定のルール 行財政運営のあり方

# 3. 自治基本条例とは?

- ①自治のあり方(自治体運営)についての 「理念」・「基本方針」・「拠るべきルール」
- ②他の条例・計画・政策の指針や根拠
- ③団体自治と住民自治の架け橋
  - → 住民が主役のまちづくりの基礎



自治体の最高規範的位置付け

# 4. 自治基本条例の制定例

名称

『ニセコ町まちづくり基本条例』(北海道・ニセコ町)

『みんなでつくるまちの基本条例』(大阪府·池田市)

『まち・ゆめ基本条例』(広島県・三次市)

4

## 4. 自治基本条例の制定例

「高知市市民と行政のパートナーシップの まちづくり条例の前文」

何でまちづくりをするが。

みんなあにとって,「のうがえいまち」にしたいき。

なんかあったときに、すっと助け合える関係でおりたいき。

このまちに住んじょって良かったと思えるようになりたいき。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思いゆう。

悩みを共有したいし, 喜びも分かち合いたい。

話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ。

市民同士, 市民と行政がうまいことつながったらえいねえ。

みんなあでまちづくりができるようになったらえいと思わん。

ほんで、この条例をきおうてつくったがよ。

どう、まちづくり一緒にやろうや

6

# 5. 自治基本条例の一般的な内容

- ① まちづくりのあり方
- ② 住民の権利・責務
- ③ 議会の役割・責務
- ④ 行政(町長)の役割・責務
- ⑤ 住民参加・協働の原則、コミュニティの位置づけ
- ⑥ 行財政改革と情報共有
- ⑦自治基本条例の位置づけ

# 6. 条例策定に向けての町の取組み



時期	内容
平成23年4月 ~平成24年3月	政策研究所「自治基本条例プロジェクト チーム」による調査・研究
平成24年4月 ~平成25年3月	自治基本条例検討準備会 ・まちづくり団体ヒアリング(意見交換) ・住民アンケート実施
平成25年4月~	(仮称)自治基本条例検討町民会議

8

# 7. 条例策定に向けての町の取組み (仮称)自治基本条例検討町民会議

自治基本条例を学習しながら、骨子案を示すために発足

- 4月~ 6月 会議発足、ワークショップの開催 「どんな町になってほしい」という思いの共有
- 7月~ 分科会にて骨子案検討 「明確にすべき項目は?」 「まちづくりに必要な仕組みは?」など



→必要と思われる項目を検討

➡ 骨子案作成後、説明会や意見交換会など開催

# 8. 条例策定を検討する意義

# じっくり「まちづくり」を考える機会

- →多くの人が参加し、思いを交換して描く将来像
- →町の将来像と現状とのギャップを埋めていくためのしくみ



三芳のまちづくりへの住民の思いの反映が目的

10

# 9. 制定によって何が変わるの?

自治基本条例の適切な運用で ⇒ 意識が変わる

職員が変わる ⇒ 行政が変わる ⇒ 住民も変わる

⇒ 地域が変わる ⇒ 町が変わる

個性豊かな活力に満ちたまちづくりを 皆さんで実現しましょう!



ご清聴ありがとうございました。

# 町民検討会議みなさんで参加しませんか? 絶賛募集中!!

担当窓口:自治安心課自治協働係

#### 【(仮称)地域拠点施設(学校給食センター併設)完成イメージ図】



# 施設の概要 〜地域拠点施設部分〜

#### 【1階部分】

- ・多目的ホール(200名前後)
- サテライト図書館、学習コーナー(3,000冊前後)
- •子育てフリースクエア

### 【2階部分】

- ・音楽スタジオ
- •会議室、学習室
- キッチンスタジオ

# 施設の概要 ~ 学校給食センター部分~

提供給食:3,700食程度

厨房方式:ドライシステム

献立方式:単一献立

給食エリアや事務室などのスペースだけではなく 下記のスペースも設置予定

- 見学スペース
- ・体験学習コーナー

# 今後のスケジュール

- •現状は実施設計段階
- •本年度中に工事着工予定
- •平成27年4月 供用開始予定

### 【(仮称)ふじみ野市・三芳町環境センター完成イメージ図(全体)】 ~余熱利用処理施設~



#### 平成26年6月オープン予定

#### 【余熱利用施設部分完成イメージ図】



今回新たに造る健康浴槽プールは、水中で歩いたりストレッチ運動をしながら、体に負担をかけずに楽しんで健康づくりができるプールです。 施設内のレストランでは、地元の食材を使った

施設内のレストランでは、地元の食材を使った バランスの良いメニューをご提供します。

